

599-44




1200501529207

卷四

全明堂詩集

卷四




12

海野社會事業研究所長
龍谷大學文學部教授

海野幸德著

貧民事業要領

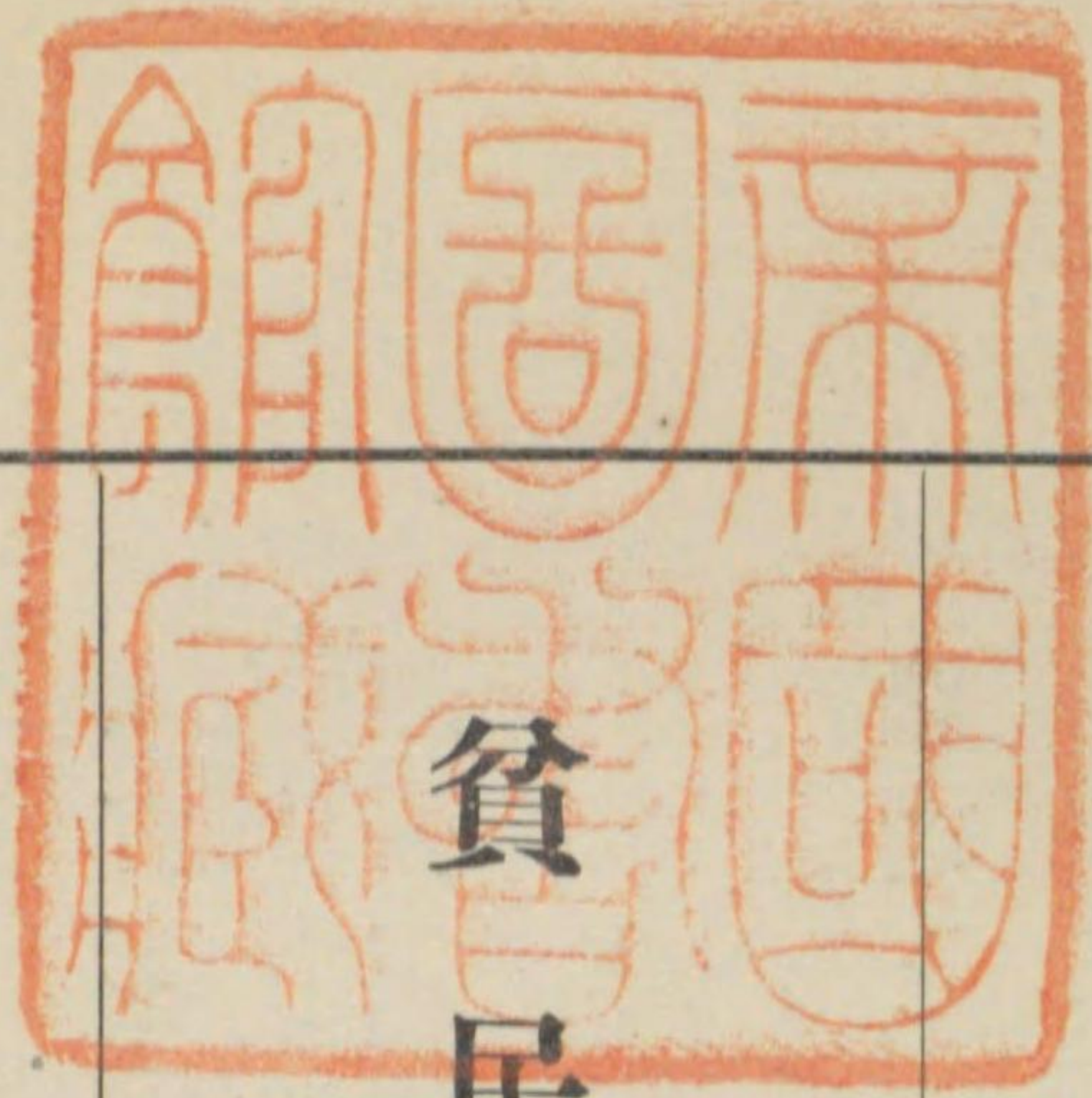
182
內外出版印刷株式會社發行



海野幸徳著

貧民事業要領

内外出版印刷株式會社發行



社會事業の街頭化、國民化にあたり
 通俗・正確・安價を目標とし、この書を
 普く國事を念とする現業家と大衆
 諸君とに向つて提供す

卷 頭 に

この小著は私の独自の統合的社會事業學論を貧民事業に適用したものである。拙著「貧民政策の研究」は専門的な文献であるから、正確ではあるが多少難解たるを免れない。私の社會事業研究はそれが研究であると共に普く現業に従事する人々の友たることを期するから、更らに、これを通俗化して普及する過程をとらなければならぬ。殊に、今や、社會事業が専門かつ職業の範圍から民衆化して急速國民的となりつゝある趨勢に鑑み、益々社會事業教育家としての職責の加重を覺える。小著は現業界と普く大衆との机上に提供するを目的とする。更らに小著の目的は次の如くである。

一、大衆用として編纂せし事

貧民事業は社會事業の基礎であり、社會改良には先づこの部門より入門しな

ければならぬ。然るに、我國には専門家の筆になる貧民研究殆んどなく、これが坐右の友たることを期することができない。そこで、歐米貧民事業の二大主義より一步を進めたるものとして最近研究し得たる自分の學論を通俗化し、最新の貧民事業を短時間に安價に大衆諸君に消化して貰うこととした。社會事業の街頭化、國民化にあたり、私の企ては必ず大衆諸君の協賛をうるであらうと思ふ。

二、「社會事業の現業界に普く供給することを目的とする事

現業界では方面委員制度は最早全國的となり、最近そのあるものは頓に陣容を新たにし、一般に活躍期に入つた。これと前後して恤救規則の改正や、貧困救護法の入來など現業界に於ける救貧、防貧事業は益々多事ならんとする。この時に際し、貧民に關する参考書なき缺を補ひ、本邦現業界の進運に助勢する意を明かにする。

三、「社會事業要領」の各論第一巻として編纂せし事

「社會事業要領」は通俗正確を旨として著作し、大衆用としたが、それは原理論を取扱ふのみであるから、更らに各論をそれに加へなければならぬ。各論は五であるが(私の分類により)貧民事業はその第一部門をなす。よつて、先づ、「貧民事業要領」を出し、前著「社會事業要領」の各論第一部門とする。

四、研究會講習會の筆寫代用とせし事。

今後、研究會、講習會は學者の指導の下に組織的に開催せられなければならぬが、(これまでの講習會などは亂雜なものが多かつた)これに對し、筆寫代用としての便利なる小冊子が要る。本書はその目的に用ゐ、また、用ゐて貰うよう編輯した。

各章末には一々關係拙著の章、節及頁を明示し、讀者諸氏研學の便を圖つた。殊に著者は一度他に解説せし場合、繰り返さざる方針をとつて居るから、

拙著の十分なる理解には必ず他の關係拙著の併讀を乞はなければならぬ。
學と筆とにより國家の進運と大衆の福利とを増進することを念じつゝ。

四

昭和四年盛夏

海野社會事業研究所にて

海野幸徳

貧民事業要領

目次

第一章 貧民とは何ぞ	一
一 貧民を乞食	一
二 貧民に從屬者	六
三 貧民の本質	九
四 貧民の率	三
第二章 貧困の原因	一八
一 貧困の出現	一八
二 貧困の發生史	二二
三 貧困の由來	二五

目次

一

四 貧困の原因……………二七

第三章 貧民救助の方法……………三

一 個別的方法……………三

二 集團的方法……………六

三 統合的方法……………四

第四章 院内救助……………四

一 院内救助主義……………四

二 院内救助に集團的方法……………四

三 院内救助の補助機能……………五

四 私的院内救助……………五

五 公私院内救助の分業……………五

六 院内救助の價值……………五

第五章 院外救助……………三

一 院外救助の意義……………三

二 院外救助に個別化……………六

三 二種の院外救助……………六

四 院外救助の難點……………六

五 院外救助の價值……………七

第六章 院内救助と院外救助との錯綜……………七

一 單一主義……………七

二 併用主義……………七

三 統合主義……………八

第七章 養老院……………八

一 養老院の効用……………八

二 養老院の經營と監理……………八九

三 養老院の改良……………九三

四 養老院と貧困救護法……………一〇〇

第八章 小舎及分舎……………一〇五

第九章 居宅救助の方法……………一〇九

一 個別調査……………一〇九

二 救助の程度……………一一一

三 救助の期間……………一一三

四 貧民の登録……………一一三

五 公私救助の聯絡と補充……………一二五

六 統一的救助……………一二六

第十章 方面委員制度……………一二九

第十一章 貧困救護法……………一三三

一 救護法の目的……………一三三

二 救護法の主體と客體……………一三三

三 居宅救助主義……………一三六

四 救護法と養老院……………一三九

五 救護法と救助の條件……………一三三

六 救護法と方面委員制度との關係……………一三三

第十二章 統一的貧民事業……………一三八

第十三章 貧民事業の現業と學論……………一四二

一 貧民事業の學論……………一四二

二 社會事業學論……………一五二

三 學としての社會事業……………一五

参考文献……………一五

貧民事業要領

海野 幸徳



第一章 貧民とは何ぞ

一 貧民と乞食

何が貧困であるかを決定することは困難である。貧困若くは貧窮 (poor) と乞食 (pauper) と従屬 (dependent) とを區別することも容易ではない。通常、貧困と乞食とは混同せられ、また、貧困と従屬との區別に關する觀念も明かでない。貧困は寄生であるか、若くは、それは乞食であるか。貧困者は同時に乞食であり、寄生者 (從屬者) は同時に乞食であるか。これ等三の觀念は先づ明確に彼此

區別せられなければならぬ。

ヘンダアン (Henderson) 氏は「乞食はそれと共に薄弱、劣等、及び、非難の意味をもち、眞の乞食は社會的寄生者で他に寄托するものであり、他の費用によつて生活し、よつて能力と才能とを失ひ、衰頹するにいたるものである。この程度の乞食は厭ふべき道德的疾あやま病 (a loathsome moral disease) であり、犯罪よりも治あやま醫することが困難である」と言つて居るが、ヘ氏の謂ふ道德的疾あやま病なるものが乞食の觀念に含れる。それは經濟的に困窮する外、精神的道德的に困窮するものである。貧困の隣りは犯罪であり、道德的疾あやま病であるが、貧困必ずしも道德的疾あやま病でも精神的廢頹でもない。單に經濟的に困窮するものは貧困者 (poor) であるが、その上、精神的道德的に困窮するものは乞食 (pauper) である。

次に、乞食とは自然的扶養者以外のものに、寄食するものをいふ。兩親は子

供を自然として扶助すべきものである。兩親は子供に對し自然的扶養者である。かくの如き自然的に義務として扶養せざるべからざる子供が兩親に寄食したからとて、直ちに子供を乞食の一種と見做すことはできない。そこで乞食は他に寄食するが、それは自然的扶養者 (natural supporters) ならぬ者に寄食するといふことになる。この場合、自然的扶養者ならぬものとは、社會に寄托し、若くは公私の資金に衣食し、公私慈惠團體に寄食するもの、謂ひである。ホルランダ (Hollander) 氏は「乞食とは生活維持について公的保護若くは私的救助の永久に必要なものをいふ」(The condition of those who are in chronic need of public aid or private relief to maintain existence is described more accurately as pauperism) といひ、ギリン (Gillin) 氏は「生活の全部又は一部を自然的扶養者以外のものに從屬することによつてなされる状態をいふ」(we shall define pauperism as that condition of life in which one depends upon some one else than his

natural supporter for his sustenance either in whole or in part) を云ひ、ヘンダア
ソン氏は簡単に「眞の乞食とは他に從屬する社會的寄生者である」(The typical
"pauper" is a social parasite, who attaches himself to other) を言つてゐる。

そこで、乞食はいづれにしても、自然的扶養者以外に寄生するものである。
貧民はこれに對し、必ずしも他に寄生することを意味しない。たゞ、それが一
定の生活資料(これについては後に説明する)を得ることの能きない状態にある
ものを貧民と言ふのである。たとへば、ある労働者が日々孜孜營々として働いて
も、纔かに口に糊しうるに過ぎざる状態にあるときは、かくの如き經濟的不如
意 (economic insufficiency) を指して貧窮すると言ふけれども、これに對し乞食
と呼ぶことはできない。よく貧民窟に壹萬長者貳萬長者と言はれるものがある。
私は貧民窟に於て金品施與の實驗を試みたが、乞食部落(貧民部落に對して)で
は物持が平氣で施與を求め、貧民部落では窮すれども食を求めずの態であるこ
とを見出した。無意味な無方針な施與は心理的・道德的廢類を招き、健全なる貧
民部落を不健全なる乞食部落に化す。

貧民の何であるかは第四節に於て限定するが、乞食とは心理的・道德的廢類を
なし、自然的扶養者以外の資源によつてその生活を維持するものである。勿論
どこから心理的・道德的廢類が始るかといふことは嚴密に限定することはできな
い。貧窮者が獨立自助の精神を有つか、乞食根生を有つか明かに區別すること
は實際上困難であらうが、論理的に精神上廢類する者を乞食であるとするに何
の差問へもない。

乞食は四に分つことができる。(一)全部若くは一部の寄生、(二)一時的若く
は永續的のもの、(三)私的若くは公的乞食、(四)自動的若くは他動的乞食が即
ちそれである。

全部救助を要するものは老齡者、疾病者の類。一部救助を要するものは夫の

年金をもつ寡婦及労働能力ある失業者の類である。永續的の救助は養老院、救貧院收容者の如きもので、一時的の救助は病時に於て、失業時に於て、季節的不景氣時に於て救助を受くるものゝ如き類である。私的乞食とは私人或は私團體より救助せらるゝもの、公的乞食とは官公の資源に依るものである。自動的の乞食とは精神的廢類者で、他動的乞食は施與をうることを嫌ふが、境遇上餘儀なく施與を受くるものである。

二 貧民と從屬者

貧民の何であるかを限定するには、乞食とそれを區別する外、それと又寄生者(dependent)とを區別しなければならぬ。然らば、寄生若くは從屬(dependency)とは何を意味するか。

寄生者は正常なる寄生者と異常なる寄生者との二に分れる。子供が親が

なのは正常であり、妻が夫に依頼し、老親が悻に依頼するのも正常である。貧民とは自己及自然的從屬者を扶養することができないものであるが、かくの如き被扶養者は正常なる寄生者である。正常なる寄生(normal dependency)とは年齢(兒童及老齡者の如き)と性(女の如き)によつて自から維持養育の能力なき状態をいふ。異常なる從屬者は自動的若くは他動的に自然的扶養者以外のものに寄生するものである。乞食は無論異常な寄生者であるが、公私慈惠團體の救助を受くるものもさうであり、災害によつて救助を受くるものもさうである。異常寄生者は異常なる社會關係によつて出現するものである。

從屬者とは社會の恩惠により、公私の資源によつて生活するものである。貧民はその程度が區々で、穴勝、公私に從屬し寄生して生活するものとは限らない。それ故、從屬者(ヘンダアン氏は從屬者とは those who, from any cause,

exist by means supplied by the voluntary act of community, by gifts from public

funds of private sources と言つてゐます)と貧民とはきつちり合一する觀念ではない。貧民は從屬者寄生者よりも意味が廣い。總ての貧民は寄生者ではなく貧困とは寄生若くは從屬といふことより程度の低いものである。第三節にいたつて明かにするが、貧困とは、快適なる生活(modest living)と寄生者との中間に來るもので、これに對當するもの即ち貧民若くは貧困者である。寄生者は他に依つて生活するが、貧民は自から生活するものもあり、救貧院や養老院に收容せらるゝ程度に達しないものもある。ホルランダ氏は經濟的從屬とは國民の眼に於て救貧院若くは公的救助を要すると認めたるものであると言つてゐる。

寄生者はいろ／＼混つてゐる。兒童もあれば、妻もあり、老人もあれば、災害者、乞食もある。乞食の如きは憎むべきであるが、災害者の如きは憐むべきものであり、兒童、妻、老人の如きは當り前である。たゞ從屬若くは寄生の觀念は相對的であるから、老人の如き當然扶養すべしとする我國風の如きもの(我國でも、現時に於ては、必ずしも老親を養育せざる氣風生じ、親は親、子は子といふ風習が発生しつゝある。時代の變遷は老親の子に從屬する觀念を變化しつゝあり)老親に若いものが必ずしも奉養せぬ西洋社會の如きものとは各異つて現れる。その外、扶養標準なるものは時代と場所とによつて異ふ。歐米諸國で貧乏なるものも日本に來れば比較的快適者となり、日本の貧困者は朝鮮にでも渡れば穴勝貧乏人でなく、一日今尙拾錢程度で生活し、生活力極めて旺盛汽車賃を惜んで數十哩汽車と平行し競争して歩く支那の勞役夫に比ぶれば日本の貧乏人必ずしも貧困を啣ついはれない。

三 貧民の本質

貧民は既に類似の觀念たる乞食や寄生者から能きるだけ正確に區別せられた

が通俗を旨としながら正確を失はざることは困難である。ホルランダ氏は貧窮を以て通常三の觀念を含むとなし、これを(一)經濟的不平等 (economic inequality) (二)經濟的從屬 (economic dependence) (三)經濟的不如意 (economic insufficiency) としてゐる。ホ氏の經濟的不平等とするところは、隣人なる富者に對比しては貧乏であると感ずる比較上のものであり、經濟的從屬とは前節に述べし如き公私の資源に從屬生活するものであり、貧困 (poor) とは快適なる生活と經濟的從屬との中間に來るものである (midway between the modestly circumstanced and the outright dependent are the poor in the sense of the inadequately fed, clad, and sheltered, this is economic insufficiency) ところで、ホ氏の經濟的不平等とは從屬寄生關係にいたらざる軽度の困窮であり、又それが快適なる生活に達せぬ生活である。無論、快適なる生活をなす状態を貧窮と見做すことはできない。併し、ごん底生活をなすものを從屬者となせば、穴勝、從屬せず、寄生せずして生活する一類の貧困状態にある者を見出すであらう。そこで、私は貧民に對し左の如き定義を下す(「社會事業概論」一九四頁を参照されたい)

貧民とは當時の社會生活の標準に照らし、適度の生活をなす資源を有たぬもので、自己及其の自然的扶養者の身體的精神的能力を維持開發する資力を有たぬものである。

當時の社會的生活の標準に照らし適度の生活をするこの能きないものは貧民である。當時の社會生活の標準に達するか否か、貧民なるか否かを決する標準となるが、社會生活の標準は時と場所とによつて異なるからそれは無論相對的觀念である。一定の時と所とに於て、當時の社會生活を標準として快適な生活をなすものは正常者であるが、然らざるものは貧民である。

當時の社會生活の標準の觀念のうちには生理生活と精神生活と社會生活とが含まれる。適度な生活とはたゞに生理生活を充たす衣食住、燈火、薪炭の外に、

精神上の快樂とその發達を促すことが能きものでなければならぬ。それに、社會生活には一定の品位が必要であり、一定の地位がある。品位なく位置低き生活は到底適度の生活と言ふことはできぬ。それ故、適度の生活とは一定の經濟生活、精神生活及び社會生活を標準とするものである。この標準に達せざるもの即貧窮者である。そこで、私は定義の中へ「身體的精神的能力を維持開發する資力を有たないもの」といふ限定をいれたのである。

それに、自己を維持開發するだけでは足りない。それに加へて、子、妻、老親といふが如き自然的扶養者を維持開發しなければならぬ。それ故、自己と自然的扶養者とに對し適度の生活をなす資力のないものが貧民となる、當時の社會生活の標準に關する數字的表示なるものは、たとへば米國ではストレイトホツ (Streighthoff) 氏、我國では森本厚吉博士の計算せしが如きものである。これに關しては、紙數の制限上省略しなければならぬ。かくの如き意味に於て、貧

民とは標準家族に適度な生活をなさしむることの能きないものである。標準家族とは一と先づ夫婦及小兒三人、計三人三分(小兒三を一人三分と計算する)となしうるが、ドークラス (Douglas) 氏などはこの計算の不正確なことを述べてゐる。兎に角、標準家族なるものを設定して一定の費用を計算し、これによつて自己及自然的扶養者に適度の生活をなさしむることの能きないものが貧民であるといふことにある。

四 貧民の率

米國に於てはハンタア (Robert Hunter) 氏が二十五年前貧民の計算をして居るが、今のところ、これが米國に於ける唯一の計算になつてゐる。それに據ると、米國に於ける貧民率は全人口の二〇%である。(while in all probability no less than 20 per cent of the people in these states, in ordinarily prosperous ye-

ars, are in poverty) ところで、紐育、マツサチユウセツツ、コンネクチカット、ニユウジエルシイ、ベンシルヴエニア、オハイオ、イリノイス、インディアナ、ミシガンの九州に於ける貧民数は六、六〇〇、〇〇〇人となる。この率の半ばを採用し、他の州に適用すれば、ウイスコンシン、コロラド、カリフォルニア、ロードアイランド等の主要なる産業州を含めて、恐く全米國の貧民数は一〇、〇〇〇、〇〇〇即ち一千万人に達する計算となる。

この計算は容易に信せられなかつたけれども、ブリス氏の東ロンドンに於ける研究、ルオントロイ氏のヨークに於ける研究と比較すれば、それが穴勝無稽でないことは一應承認しえられる。この計算はその後米國及歐州に於て確められてゐる。ブリス氏は英國の貧民率を三〇・七%と計算し、ルオントロイ氏は二七・八%と計算してゐる。この計算は一九二二年ボーレイ(A.L. Bowley)氏によつて確定されてゐる ("Working Class Households in Reading," in Journal of

the Royal Statistical Society, June, 1913) ボーレイ氏は最低生活費を設定し (衣食住その他やうやく労働能力を維持する費用であり、ハンタア氏のものもわづかに生理生活を標準として計算してゐる) リイデングの労働者のうちには一九一二年に二五—三〇%の貧民があるとした。但し、全英國がかくの如き高率の貧民を有つとは信せられぬから、ボーレイ氏は平均一三%の貧民があると豫測すると斷定するにいたつた。

我國にどれ程の貧民があるか、無論正確な貧民統計も權威ある研究もないから分らない。貧困救護法實施前社會局が府縣に囑し方面委員などによつて計算されたる全國二十萬の貧民数の如きは寧ろ有つても無くても同じである程の茶番氣た計算である。今後漸次かくの如き冗談半分の計算をしないようにしたいものである。

一、貧民の概念については拙著「社會事業概論」(一九二—一九四頁)に述べて居

ります。そこでは、主として獨逸の文獻を引用して居ますから、本書に於ける英米の資料によるものと彼此比較對照する便があります。

二、拙著「貧民政策の研究」は本書の基く専門的な論述ですが、その「英國の貧民」(一四三—一五〇頁)の節には英國に於ける貧民數の計算が載せられて居ります。

三、「社會事業概論」には一九六頁より一九八頁まで貧民の數について記述してゐます。

四、生活標準については拙著「兒童保護問題」第十章を見ていただきます。そこには、國民生活の基準、日本人の生活、米國人の生活、文化生活、單純生活等を平易に述べてゐます。

五、拙著「輓近の社會事業」(二二—四八頁)には貧民の社會政策を論じてゐます。

六、ホルランダア氏は「貧民の絶滅」(一一—一七頁)に於て貧民の概念を論じ、ヘンダアソン氏は「從屬者、不具者、及び、不良兒」(八—一頁)に於てこれを取扱ひ、ギリン氏は「貧窮と從屬」(一六—二五頁)に於てこれを論じ、ウエツブ氏はその劃期的著作「貧窮豫防論」第一章に於て各これを論じてゐます。「社會事業概論」には獨逸側の概念論を載せ、ジンメル、シモラア、クルンケル諸氏の所論を引用し、かつ、それに批評を加へてゐます。

七、ブリス氏の貧民計算はその著「ロンドン市民の生活と勞働」に於て、ルオントワイ氏は「都市研究としての貧民論」に於て、ハンタア氏は「貧民論」(一九一七年版第一章)に於て、各貧民數を計算しましたが、之を確認せし論文を發表せしボーレイ氏は一九一三年に英國統計雜誌に「リーディングに於ける勞働家計」なる論文を載せてゐます。

これ等著書の原名については上掲拙著の参考文献欄を見られたし。

第二章 貧困の原因

一 貧困の出現

私は貧困は必然的に存在するものにあらず、寧ろ、個人解放の結果出現するにいたりしもので、人間の集團生活が個人生活に轉せしことによつて惹起された現象であることを論じつゝあるが、こゝにその如何なる意義であるかを一應分解説明しよう。

貧困の存在は正常状態でなくして、寧ろ異常状態である。如何なる時、如何なる所にも必ず貧民が存在するが如く考へるのは誤解である。貧民なるものは必ずしも有らざるべからざるものではない。次節にいたり、發生史的に貧民を觀る場合、近時にいたるまで、悠久なる人間生存の過去幾十萬年間貧困といふ程

の特殊現象を見なかつたことを述べるであらう。よつて、私は貧困發生の原因を以て個人の解放に歸し、それを個人生活の出現に歸する。

人間が集團生活をして居る間は個人の缺陷や無能は集團の責任となるから、個人はそれがため生存を脅かされ路頭に迷ふやうなことはない。それ故、貧困なる現象があるとすれば、それは集團が個人の生存を保證しなくなつたか、個人が集團生活を離脱したか、いづれかである。貧困を初めとする一切の社會的障害 (Sozialer Schäden) の出現は集團生活より個人生活へ轉成の途中に現はれしものである。社會的救助なるものは個人生活の反映であるを解釋すべきである。病人ができれば集團が救助し、災害が生ずれば集團これを負擔するといふ有様では、個人生存の脅威となるものが一と先づ存在しないと見做さなければならぬ。然るに、個人生活は人間の悠久なる存在中近代にいたり初めて現はれしものであるから、それまでの長い間、人類界に貧困なるものは存在しなかつ

たと見うるであらう。

貧困に個人的貧困と集團的貧困とがある。個人より發する貧困が個人的貧困集團の貧困が集團的貧困である。無論、集團生活時代にも個人より發する貧困はあるが、それは社會の責任として取扱はれるが故に、個人に貧困あつても恰もなきが如き姿態を呈す。私はこの現象を貧困の消解と呼ぶ。消解なる現象は貧困以外一切の社會的障害に對しても同じである。それ故、一切の社會的障害は集團生活によつて消解せられると解す。現時に於て社會政策の形ちにより、國家が貧困やその他一切の社會的障害を負擔し、個人の生存を保證するのは即ち現代に於ける貧困及社會的障害消解の一形式である。現代に於ては、社會政策により、文明國としての福利國家は個人の生存を保證し、これを個人責任から社會責任となし、もつて、社會的障害を消解してゐる。それ故、人類出現以來、現代に於けるまでの間の一刹那たる僅かに期間を除けば、人間生活はいづ

れも集團や國家によつて保證せられしを知る。貧困の出現を以て常態なりと解するは謬想である。

二 貧困の發生史

原始時代に於ては貧民も病者も老衰者も孤兒も部落に屬するが故に無雜作に助けられた。原始人は二重道德に支配せられてゐる。マックス、ウエバア氏は內的道德と外的道德 (Binnen-und Aussenmoral) とを區別して居るが、原始人は內的には道德律をたて、外的にはこれを適用しないといふ二重道德に支配される。尤も、現代に於ても、一切二重道德に支配されて居ることに異りはない。理窟とか理由とかといふものはこれを正義づけるため合理化するために使用せらるゝ道具に過ぎない。政友會ではその黨の政治が何でも善正で正義であり、民政黨でも同じようなことをいふ。財閥、閥閥といふが如きものはいづれも二

重道徳をもち、自己の閥に屬することだけが良く、一切他のものは悪いとするところに理窟が現はれ、理由が提起せられ、美を醜、黒を白といふが如き堅白異同の怪辯は隨所に紛生する。原始人はかくの如き二重道徳によつて徹頭徹尾終始した。それ故、原始部落では貧者や病者や老衰者はその部落に屬するが故に助けられるが、部落外のものに對しては施されないのみならず、生かすも殺すも自由であつた。古代の埃及や、一般に東洋諸國に於ては祖先崇拜によつて貧者や病者を保護する習慣があつた。原始社會に於ける救助は全一的救助であり體驗的救助であるが、本書は平易を旨とするが故に、これに關する専門的解釋は「貧民政策の研究」一一—一二頁、及第一編第二章を見られたい。

原始社會では、個人の防禦も部落が擔當すれば、復讐も部落がやり、結婚も部落が仲介し、家族制度の執行者は部落であつた。よつて、幼兒の保護も、貧困者の救助も、病患看護も老齡者保護も部落が代行した。かくて、原始社會に

於ては個人的貧困なるものは存在しなかつたのである。

この原始的な血縁に基く集團生活は契約による封建制度に移つて行つた。ここでは、契約による君と臣、指導者と追従者とが現はれ、地域を劃して共同生活、集團生活を營んだ。こゝにも、個人の存在よりも集團の存在が重きをなし領地とか莊園とかといふものに基く集團生活が基準であつた。封建社會に於ては現時の如く人口の流動はげしからず、移住と交通も瀕繁でなかつたから、大體、血縁關係の上に立つて居り、個人間の關係も親密であつて、地方的色彩の故に凡て近隣關係に終始した。ここでは相互扶助の生存形式が行はれた（これに關しては「輓近の社會事業」第一章を参照されたい）かくの如き状態に於ける生活は恰も一單位一家族の如きもので、個人はいづれも集團によつて保護せらるゝこと恰も眷屬が家族によりて保護されると同一である。我國に於ても、明治の初年まではかくの如き生存様式がつゞき、個人生活よりも集團生活が重き

をなしてゐた。

封建制度の衰敗と共に集團生活は遊離崩解の過程をとりつゝあつたが、中世に於ける生存様式はギルドに確保されて、未だ集團的なものとして續いてゐた。ギルドは商人組合でも、手工業組合でも、宗教組合でも、個人を集團によつて保護する形ちをとつた。ギルドでは病院や養老院などを造り、窮民を保護し、總ての福利増進施設を營んだ。ギルドの生活は個人生活よりも集團生活であつて、集團は個人の貧困をも保證する形式をとつた。

然るに、これと前後して個人の解放 (individual liberation) なる現象が生じた。現代に於ては、個人は各方面に解放され、又解放されつゝある。下層階級や労働階級の解放が喧しいが、婦人の解放、兒童の解放も亦叫ばれつゝある。個人の解放と共に、集團の責任は去り、相次いで社會的障害が~~出場~~した。社會的障害は現代特有の現象であるまでゝある。それは個人の解放によつて集團の責

任が解除された結果惹起されしもの。但し、現時に於ては、國家の干涉により國家は社會政策を行ひ、再び集團生活の途を辿りつゝある。各種の社會立法は個人を國家なる集團によつてその生活を保證する形式であり仕組みである。我國に於ても、荐りに現今社會立法をつくり集團的に國民の保護を開始しつゝある。

三 貧困の由來

貧困の淵源は個人の解放である。この事は既に明かにせられた。十五世紀より十八世紀にわたり個人の解放が行はれた。こゝに前代未聞の個人の出現があつた。集團に關係せず又關係せざるところの個人が現はれてきた。この事件は社會事業の一回轉をなすべきもので、社會的保護は茲に初めてその姿を現はすにいたつた。社會的に保護し、更らに國家が保護しなければ、如何ともする能

はざる状勢を生じたのである。

個人は集團をほぐし、それから個人を遊離する過程である。この過程を明確に了解しなければ、社會的保護の眞義は竟に解らない。近代現代に於ける個人は集團によつて生活することを不便と感じ不利と思ひ、集團より遊離して、その解放を策したのである。これ、社會的障害の街頭化さるゝに至りし所以である。貧困も亦かくして街頭化された。これまで近親相互に扶助し合ひし間は各種の病陷は集團に確保され、その姿を街頭に翳すにいたらなかつた。恰も水が鬱蒼たる森林に確保されてその姿を現はさぬが如くである。然るに、確保された水が森林の伐採によつて一時に奔流となつて現はれるやうに、親近に集團に確保されし病陷はその保護者を失ふと共に一時に街頭にその姿を現はすにいたつた。我國に數十萬米國に一千萬と言はるゝ貧民もかくして街頭に現はれてきた。それ故社會的障害の街頭化なる現象を理解せずして社會事業を理解することはできない。

貧困の由來は個人の解放と社會的障害の街頭化である。

四 貧困の原因

私は貧困の原因を左の七に分類する。

- 一、自然的貧困
- 二、身體的貧困
- 三、精神的貧困
- 四、生物的貧困
- 五、經濟的貧困
- 六、政治的貧困
- 七、社會的貧困

バルメレイ氏は貧困の原因を五となし、(一)身體的缺陷 (physical defectives) (二)精神的缺陷 (mental defectives) (三)正常なる身體的、乃至、精神的特質の社會的不適應 (social inadaptation of normal physical and mental Characteristics.) (四)社會組織によるもの (certain characteristics and forms of social organization) (五)自然環境によるもの (physical environment) としてゐる。この中、バ氏の正常なる身體的、乃至、精神的特質の不適應とは、たとへ身體や精神が正常であつても、教育や經驗や訓練が足りないために社會に適應することの能きぬ謂ひである。個人は消極的には社會を毀損し脅威せざるものたるを要し、積極的には社會の福利を増進するものたるを要するが、身體的精神的の障害を有つものはこの使命をはたすことができない。適應は教育經驗及訓練より來るから、これなき者は縦へ身體と精神との健全なるものと雖も不適應となる。

ギリン氏は(一)自然環境及遺傳によるもの (the physical environment and hereditary incapacity) (二)社會經濟的原因 (socio-economic factors) となし、これを多くの項目に細分してゐる。

デキスタス (R. C. Dexter) 氏は貧困の原因を五となし、(一)自然環境の影響 (influences arising in the physical environment) (二)生物的原因 (biological factors) (三)經濟的原因 (economic factors) (四)政治的原因 (political factors) (五)社會的心理的原因 (societal-psychological factors) に分つてゐる。

これ等の分類に對し、私は七分類を施すのであつて、上擧の如き分類が即ちそれである。

自然的貧困は自然によつて惹き起されるもので、土地の礫礫不毛とか、水害地震、火山の噴火といふが如き天災及氣候の變化、害虫といふが如き自然環境によるものである。身體的貧困は、(一)疾病による貧困、(二)身體異常 (abnormalities) による貧困に二分される。疾病が貧困の原因となることは研究の結果

漸次明白となつたが、身體異常、畸形、不具、神経系統の障害、感覺器の缺陷と障害とによつても亦貧困が促される。精神的貧困は精神の障害及缺陷によつて惹き起される貧困である。精神異常は、(一)白痴、低能、(二)精神病、(三)神経官能症、(四)飲酒及藥材の悪習によるものに分たれる。生物的貧困は、(一)悪質の遺傳、(二)遺傳的な身體的、乃至、精神的障害、(三)人口の過剰なことである。經濟的原因による貧困は失業、季節的變動、産業過程の變化、物質の激變、生産不足、富の分配の不平等など、すべて經濟的原因より來るものを抱擁する。政治的原因によるものは悪政暴政、不公平なる課税、戦争、不良なる國際關係、不良なる社會立法等政治より發する貧困を含む。社會的原因によるものは家族制度の廢類、離婚、逃走、寡婦、孤兒、私生兒、家庭の不和等社會的關係より生ずる雜多の貧窮を抱擁する。

すべての貧困は私の七の分類に配屬するが、學の便宜によつてなされる分類を以て現實のものと思つてはならぬ。社會事業は現實を回顧しなければならぬものであるが、現實かくの如く分離し分類されたる貧困なるものは存在しない。

すべて貧困は多原因である。私は「社會事業概論」に於て社會事業分枝分斷不可能の原則を樹立したが、貧困も亦諸種原因の錯綜關係により、綜合して貧困なる現象を惹起するのである。たとへば、悪質や不具畸形の遺傳で貧困となつたものは生物學原因によるものであるが、それはそのような悪質や缺陷の遺傳を許容するやうな無理想なる社會の產物でもあるから、それには社會的原因も亦參加する。然るにそれは不完全な不良な社會立法によるものでもあるから、それは又政治的原因にも關係し、その他、それは身體にも精神にも關するであらうから、それは又身體的原因と精神的原因にも關係するであらう。よつて、一悪質者の貧困は一原因を以て律すべからず、諸原因は錯綜し不可分の關係を

つくつてゐる。これを貧困の多元説といふ。

貧困は一元的のものでなく、いつでも多元的 (Multiple causes) のものである學的にはそれを便宜分離分類するけれども、現實の貧困なるものは多元であり錯綜關係によつて成立するものである。

然るに、これを集團にまとめ、萬人に共通なる方法を以て救助せんとするものが、現時の不完全なる且つ誤解に基く社會事業學論である。私の社會事業學論はこゝに一回轉を施し、全一的救助、體驗救助なる方法を新たに設定し、救助を歴史的個別的なるものとなした (これについては後に説明するが、専門的な論述は「貧民政策の研究」を見られたい)

一、貧困の原因については「社會事業概論」一九四—一九六頁を併讀せられたい
二、貧民の發生史については「貧民政策の研究」第一篇第一章第三節「貧民救助思想の進化」を通讀せられたい。そこでは一層専門的記述によつて原始時代

より現時にいたるまでの救助形式の進化を論述してゐます。但し、社會的障害及貧困の消解については本書に於て初めて發表したものであり、個人解放と貧困との關係も亦さうであります。これ等の分析は「貧困の原因」なる別著によつて充分精細に分析を加へ、研究を發表する豫定であります。

三、相互扶助については「軌近の社會事業」第一章を讀んでいただきたい、また農村救助の相互扶助によるものなることは拙著「農村社會事業指針」なる小冊子を一讀して下さい。

四、社會事業分枝分斷不可能の原則については「社會事業概論」第三篇第一章第一節「分類と體驗」を見ていただきたい。そこには一と先づ各分枝を分斷することの不可能を述べて居りますが、これを出發點として、私は今秋公刊の豫定であるところの私の主著「社會事業學原理」に於てその對象性を精細に論ずる積りであります。この事は社會事業の本質を明確にするにあたり重要な

る關係があるものであります。

第三章 貧民救助の方法

一 個別的方法

私の學論では、貧民救助の方法としては個別的方法が最も重要な位置を占める。本書に於ては社會事業の形態を分析記述することはできないから（これについては「社會事業概論」第二篇を見られたい。但し、「概論」では未だ形態を分類する程度にまで私の研究が進んでゐなかつたが「貧民政策の研究」では二十八頁より三十八頁に於て明細な分類が施されてゐる）個別形態を體驗形態と個人形態とに分つことは略するが（本書は通俗を旨とするから、かくの如き術語は凡て省略する）個別形態は詳しくはこの兩者を含むものと見られたい。

リッチモンド女史の個別事業（Case Work）は私の個別形態を充分よく説明す



ることはできないが、リ女史は其著書で「個別事業とは個人個人の人格を發達させるために、人と社會環境との間を意識的に適應させる過程である」(Social case work consists of those processes which develop personality through adjustments consciously effected, individual by individual, between men and their social environment)としてゐる。そこで、リ女史では、(一)缺陷のある個人は社會環境に適應せず、ために困窮するから、これを社會環境に適應させなければならぬこと、(二)それは意識的の作業であること、即ち、無心で又は偶然でなす作業でなく、かくあるべしといふ思慮と計畫との下になされるものであること、(三)環境に意識的に適應せしむることが何であるかと言へば、それは個人の人格を發達させることであること、(四)これ等の過程を追及するに個人個人を開發するといふ形式によるものであること、これがリ女史の個別事業の内容をなすものである。

私の個別事業従つて個別形態及個別的方法と稱するものは私の社會事業概念論から來るのであつて(これに關し専門的論述は「社會事業概論」第一篇第一、第二章、通俗的説明は「社會事業要領」第一章參照の事)私は人間の完成を終局的のものとなし、それを當時の文化的水準に達することを目標とし個人の形式を通じ實現するものであり(「要領」一五頁)これに達する道行きとして、(一)缺陷の除去調整、(二)福利の増進、(三)缺陷除去と福利増進との統合を経るものとする(この事に關しては「要領」第一章參照)

そこで、私の個別事業とは、個人又は集團が個人(集團に對して)の缺陷(及福利)に關する總ての要素を綜合し、これを錯綜關係のものとして(一層専門的には無限の結合として)意識的に輕減除去し、乃至、その福利を増進し、この二を統合して「人間生活の完成」を企圖することを意味する。(私の社會事業概念論が解つて居なければ、この意味を明確に捕捉することはできません)

たとへば、失業によつて貧困するものを個別的方法によつて救助するといふ義は該失業者が怠惰の故によるとき、それは境遇でもあるが、遺傳にもよるとする類である。然るに、該失業者は義務教育をも終了せざること、所謂破れたる家庭(broken home)の産物であること、信仰心のないこと、日傭人であること、季節的變動のはげしき仕事にあつたこと等諸種の原因が錯綜して産出されたものであるが、かくの如き錯綜せし缺陷をもてる者は天下廣しと雖も彼一人なること、彼の容貌が彼一人たると同じである。かくの如き義によつて彼一人をそれに對當し適合する獨特の方法で意識的に助けることが即ち個別的方法である。

私の個別的方法とは畢竟かくの如きものである。そこで個別に貧民を救助するといふことは貧民を一人々々の者限りの病患として、その者に限り適當なる方法によつて救助することで、他と共通に救助することは次節に謂ふ集團的救助である。

二 集團的方法

私は困窮を(一)個人的困窮と、(二)集團的困窮との二に分つ〔要領〕一八頁(參照)集團的困窮とは一とかたまりとして同じやうな困窮が現はれるに對し、これを一括せしものを指稱して然か言ふ。貧民の困窮はそのもの限りにあらず。賃金の不足、生活の不如意なことは萬人共通であるとすれば、他と共通な困窮を一括して指稱する必要があるが、これに應じて集團的困窮なるものを區別し設定するのである。

現時の困窮は集團的なものが多く、他と共通なものとして現はれてくるからこれを一括して救助する方法があるのである。これに對應するもの即ち社會事業である〔要領〕二五頁)慈善事業は個人的であるが、社會事業は集團的である。

貧民全體とか労働者全體とかといふものは到底個人や特志家の力で救助しつくすことのできるものでない。こゝに於て、法によつて一朝にして一舉救助する方法があるが、これ即集團的救助方法である。

本書の一般論(原論)たる「社會事業要領」には個人事業の量の界限と、集團事業の質の界限とを説べてゐるが(七六一―九二頁)個人事業が質に於て優れりとしても、貧民全體だの労働者全體だのとして一時に數百萬人を一括救助することはできない。こゝに集團的救助方法の必要が起つてくる所以である。

これを貧民に當て箝めて言へば、貧民を一人々々救助する外、眞實救助の方法はないけれども、一時に多數に及ばなければならぬ必要上、貧民に對して一括救助法を採るのである。近く議會を通過せし貧困救護法はかくの如き集團的貧民救助の一方法である。そこで貧困救護法によつて完全に又遺憾なく貧民を救助しつくすことの能きぬ理明白であるが、一とかたまりとなつて貧民の出現

する現状如何とも策の施しやうがないのである。

三 統合的方法

個別的に貧民を救助すれば多數に及びがたい。慈善家の善事とし奉公としてはそれでも宜いが、行政家政策家の方法としては足りない。國家はそれに含む貧民を一人も残さず租税によつて救助する義務がある。それは不完全なる方法ではあるが、國家はかくの如き方法によつて一括救助する外はない。これが貧困救護法といふが如き國家的救助の任務であり又使命である。

併し、この法による集團的方法が完全無缺のものと思つて貰つてはならぬ。それは實は極めて不完全なる救助方法である。例へば、養老院へ送らるゝ老人は夫々性質も境遇も異ふから嚴密にはこれを一人々々取扱はなければならぬが法によつて一括救助すれば自づから妥當ならざるものとなる。若くして謹嚴力

行なりしが、老いて子なく、打ちつゞく不幸によつて養老院送りとなりしものと、青春時代を遊惰放蕩に暮し、あらゆる悪事醜事を重ねて養老院へ流れ込みしものと同室に入れて同様に取扱ふ程不倫にして残酷なことはない。若し救助事業を以てかくの如き冷酷にして不當なるものであるとすれば、須らくかくの如き非人道的な救助は撤廢した方が宜い。そこで、これ等の老人に對しては個別的に取扱ふ外はない。

但し、多數の困窮者あるを奈何せん。そこで、一方個別的であり乍ら、他方集團的な救助方法がある。私は自分の研究を通じてかくの如き方法に到達し、これを統合的救助方法と名付けた。統合的貧民論は私の獨自なもので、「貧民政策の研究」は全巻この原理論を分析闡明したものである。

一、これ等の救助方法については「貧民政策の研究」第一篇を精讀されるやうにしたい。

二、「社會事業要領」第十一章には「困窮と救助方法」として救助の一般論が概略載せてあります。本書の本章はその方法を貧民救助に當て籍めたものであります。

三、社會事業形態は自分獨特の研究でありますが、「社會事業概論」第二篇のものがそれであります。その後、最も精細なる形態論を「社會學雜誌」(第五一、五三、五四號)に發表いたしました。

第四章 院内救助

一 院内救助主義

これまで歐米諸國の貧民救助は或は院内救助主義を採るか、或は院外救助主義を採るか、これが歐米諸國の貧民救助の二大主義としたものである。私は自分の學論の開展として、これに統合救助主義なるものを加ふるにいたつた〔貧民政策の研究〕に於てこの事については後に説明する。

院内救助 (geschlossene Pflege) とは院舎若くは他の居宅に收容し永續的若くは一時的に保護することをいふ。かく保護された貧民は多少その獨立を奪はれるが、その代り他によつて組織的に保護を加へられる。獨逸や瑞典や丁扶や我國の方面委員制度は主として居宅救助であるが、米國や英國は主として (院外救

助も併用してゐるが) 院内救助主義である。米國は英國を範例として院内救助を行つて居るが、英國の院内救助は勞役場によつて保護する勞役場主義である〔貧民政策の研究〕第貳篇第一章「英國の貧民法制」(參照) 米國の院内救助は成績の悪いものであるが、これ米國の院内救助に偶然附隨せしものではない。米國の院内救助は千六百年代エリサベス救貧法の遺物であつて、大體現今でもその型によつてゐる。たゞ救助が個人より社會に轉嫁されたまで、その方法に於てはエリサベス時代と大同小異である。併し、この事態の改善せられたことを以て院内救助が急に優良なる成績を擧げうるのではない。院内救助は米國の貧民法制に偶然不良な痕跡をのこしたのではなく、本質として不良に傾くのである。それは本質として集團的たるべくして、個別的たるべきことができない。個別的たることの能きないやうな貧民救助が妥當にして適切でないことは明かである。

二 院内救助と集團的方法

院内救助では死の如き平均や單調が現はれるだけで、そこには生命がなく従つて効果も擧がらないのである。ウアルネル氏によれば兒童に對する院内保護はたとへ小なる院舎と雖も不可で、それは大家庭よりも劣れるものであるといふ。そこでは、兒童は異つた年齢のものとして、兄として、弟として振舞ふことができず、すべて同じ年齢を以て取扱はれ、娛樂とても年齢に應じて異つたものを與へられることができない。すでに八人より十人までの小院舎と雖も同じ年齢の如く振舞ひ、個性教育は甚だしく制限せられ、抱負は死滅してしまひ百乃至、それ以上の大院舎では人格は死し、單に群居するかたまりとして存在するだけである。この事は移して成人についても言はるべきで、院舎に於ては個性の發達も趣味の開拓もできないが如く（すべて他と共通なものとして取扱

はるゝが故に）個々の缺陷を輕減除去することも、個々の要求を充たすこともできない。肺病にクレオソートを與ふる代りに耳鼻咽喉の薬を與ふるとせば如何。神經病に内科の治療をなすとせば如何。かくの如き治療は畢竟治療とならぬのみか、却つて一層事態を悪化するであらう。個々の要求や個々の缺陷に應接することができず、十把一束に處置する位なら、寧ろ放任した方が宜い。これ集團救助として院内救助の餘儀なき缺陷である。それは他と共通なものとして取扱ふから死の如き平均となり、また、單調ともなる。單調と平均と齊一とは生活を無色となし、それをして生命の姿なきものたらしむるにいたる。

米國の院内救助は弊害の著大なものであるが、それは分類のないこと、また細分することができないことから来る。一九〇三年にエルウッド教授の調査せしところによれば、三千三百四十八人中五四％は男子であり、三七・七％は六十歳以上、四・六％は十八歳以下で、十四歳以下の兒童九十二人、十四歳より十

八歳にいたる青春のもの六十二人を含むことを示す。尙その中四分三は如何なる點にか不具なもの、五七%は精神病者、精神薄弱者、若くは癲癇であり一四二%は盲者、不具者、中風である。米國の救貧院は所謂何でも屋 (catch-all institution) で、白痴、低能者、癲癇、老齡者、孤兒、棄兒、精神病者、盲人、聾啞者、貧婦を悉く收容するものである。養老院は人種別、性別、健康別、精神並に性格別にしなければならぬが、これ等の原則によつて分類を徹底することは決して一朝一夕のことではない。院内保護は不知不識何でも屋になる性質のものである。それは混合院舎 (Mixed institution) と言つて非難されるが、院内保護は最後に共通や平均で保護され十把一束になる外はないものであるから、畢竟、混合する外はなからう。混合すれば異つたものを共通なもの同様なものとして取扱ふ外はないから、死の如き平均や單調や齊一が現はれ、生命を奪ひ去るは必然である。

個別的救助は院内保護によつて成し遂ぐることができない。個別的救助は個人に顯現する多くの欠陥が錯綜して綜合關係をつくるものに對して行ふところのものである。要素は無限に結合し、欠陥は個人の異なるに従ひ、縦へ同一なるものと雖も異つたはたらきや姿を呈する。父の方に頭は鋭いが、怠惰な性癖がありとし、母の方に精ではあるが、頭が鈍い性質があるとしやう。この場合、この父母は共に世に何事をもなしえぬものであるに違ひない。父は頭は鋭いけれども、それによつて事業をなす根氣がない。ために、竟に一生なすなき醉生夢死の徒として終らざるをえぬ。母は出精ではあるが、無能で、是又、一生を空過しなければならぬ。然るにこの兩者の結合による子は父の頭と母の根氣とを併せ有し、大事業をなしえたとする。然らば、この場合、子の父母と異なるところのものは、たゞ要素の結合だけである。かくの如く、縦へ、同一な要素と雖も、結合の態様により、全く別の姿態を呈する。然らば、要素の無限結

合よりなる個人は一人以上全く同一なものには有り得ぬわけである。人間に對しては、嚴密には、共通な手段や共通な方法を以て病患を除き欠陥を去ることはできないわけである。若し、強いて、共通に取扱へば、不妥當となり不適切となり、時に放任した方が却つて善處する所以ともならう。

集團的取扱は物に對する方法であり、個別的取扱は人間に對する方法である。集團的救助は人間の困窮を取扱ひ福祉を圖るに適當ならざる方法である。この人間に全く不適當にして、寧ろ關係のない方法が、如何にして導入されたかについては、讀者諸氏は既に本書の一般論たる「社會事業要領」若くは一層學的には「社會事業概論」を順序として通讀せられ居るものと見做すから、こゝに再説することは避けたい。

三 院内救助の補助機能

院内に收容しなければならぬやうな老衰者の現れることを免ることはできない。居宅救助を理想としても、居宅のないものに對しては院舎に收容する外はないその他、行きどころのない者や、收容所のないものは、一時院舎に於て保護する外はない。これ、院舎救助を絶滅することができず、又廢絶してならない理由である。

但し、院舎を設けるには二の要件を充たさなければならぬ。

第一、院舎は最小限度に於てのみ許容せらるべきであること之れである。院舎を無制限に濫造することは宜敷くない。できうれば、院舎保護、引いて、院内救助は絶滅に歸せしめなければならぬ。それは物を扱ふ方法で、人間を扱ふ方法ではない。土瓶や茶碗を扱ふ方法で、貴重な靈物を扱ふ方法ではない。もし、院舎を無制限に造つて人間を保護することにすれば、それは人間を大規模に土瓶や茶碗扱ひにするものである。人間を器物扱ひすることは餘儀なく許容

するとしても、それは最小限といふ條件付きでなければならぬ。最小限度とは居宅救助を補足するものとして最小限に院舎を施設することを意味する。

第二、院舎は小なるものでなければならぬ。それ故、小院舎主義を格守しなければならぬ。小なれば小なる程家庭に接近し、救護を個別化しうる。大なる院舎は混合の弊に陥り易く、また、それでは集團的となり、十把一束となり易い。院舎によつて保護するとしても、できるだけ小なる院舎によつて保護を加へなければならぬ。

次に、地方的院舎は中央集中的なるものよりも良く、町村のものは縣立院舎よりも宜い。この事については養老院を説明する際にゆづる。

院舎は混合せざることを原則とする。精神病者、精神薄弱者、兒童等は養老院より取り除き、特殊の院舎に收容することとする。貧民を院舎に收容しなければならぬのは所謂宿無(Homeless men)であるがため、其居宅に於て救護す

ることができないからである。これ院舎の必要なる所以である。院内救助は院外救助と異り、一時的部分的たるをえずして、幾月幾年の長期に渡り保護しなければならぬ。(院外救助の一時的たり部分的たることについては、拙著「方面事業取扱方法」六一七頁参照の事)院内救助は要救護者を院舎に收容するから、生活の部分に對し助けるといふやうなことはできず、全部救助しなければならぬこととなり、かつ、長期に渡つて保護しなければならぬこととなる。救貧院は被收容者の自由を奪ひ、任意に行動することをえざらしめ、且つ、秩序を勵行し、悪習や悪癖を遮斷し、労働を課するので、これを嫌忌するが、秩序は勵行し、労働は課し、風儀の維持、性格の鍛練、健康の増進を力めなければならぬ(「方面事業取扱方法」四―五頁)

四 私的院内救助

養老院送りと救貧院送りとかといふことは一種恥辱の表號であるから、禮儀に富み、風儀あり、品位と、相當の經歷とを重んずる趣旨によつては、何等か企畫施設するところがなくてはならぬ。これ即ち私的院内救助の必要ある所以である。秩序を勵行し、勞働を課するを嫌忌するは不當であるが、養老院などいふ老人に對し一種の看獄たるものとあつては、品位に富み、性格善良にして、經歷ありしものを收容するは餘りに残酷であり、一種刑罰の觀がある。公立の救貧院養老院では公然恥辱をかざす觀あるが故に、私立の養老院に收容し、これを免れしむることとする。救貧院乃至養老院の稱呼はいろいろであり、普通、アアムズハウス (almshouse) と呼ばれるが、これは、米國ニュウイングランドや東部のある州で用ゐるものである。英國ではこれをユニオン、ウオークハウス (union workhouse) といふ。米國中西部ではプーア、ハウス (poor-house) を用ゐ、オハイオ州ではカウンティ、インフアミティ (county infirmity)

カリフォルニア州では almshouse と city home (市民館) を用ゐ、紐育市では老齡者及病弱者收容所 (home for the aged and infirm) なる名稱を用ゐる。かくの如く、種々なる名稱を用ゐるにいたりし所以のものは、如何にもして養老院にまつわる汚辱の印象を免れしめんとしたためである。そこで、ついに紐育市の如き老齡者及病弱者收容所を最も汚辱の意味の少いものとして一般に推薦するに至つたわけである。但し、そこにも品位と經歷とのない阿婆摺れや無頼漢ばかり收容することゝなれば忽ち輕蔑の的となり汚辱の表彰となるを免れないから、名は實の現はれたるまで、畢竟ヨリ良き名稱によつてそれを美化することはできないことゝなる。

かくの如く救貧院養老院は汚辱の表彰となるを免れぬから、如何に公設のものできても、私設養老院を除き去ることはできぬ。こゝに於て養老院にも公私院内救助の分業が生ずる。

五 公私院内救助の分業

公的院内救助 (public indoor relief) は極貧なものを取扱ひ、全體救助をなす。部分的救助は院外救助としての居宅救助の方が都合が宜いが、「方面事業取扱方法」(七頁) 救貧といふが如き責任と負擔との大なる貧困者の救護は公的院内救助の分擔となる。院内救助は雑多なものを收容し、何でも屋になる傾きがあるがその中、性質の如何を問はず、經歷のないもの低いものを取扱ふものは公的院内救助である。經歷のあるものは特殊な取扱ひをしなければならぬ。公的院内救助は單に生理生活に對する資料 (necessities of existence) を供給するを原則とする。

私的院内救助は個別的取扱を分擔する。私的救助は救助を個別化することができるから、性質の異つたもの、殊に溫良謹嚴なるもの、經歷のあるものを取扱ふに適する。養老院に收容すれば羞耻を感じるが如きものは私的院内救助によつてこれを隠し、院舎收容を嫌忌し恐怖するが如きものは私的機關によつてこれを免れしむる。私的院内救助では、個別化によつて比較的快適な生活をなさしむることができる (その必要あるものに對して、たとへば良家の出なるが如き) また特殊のもの、たとへば國籍を異にし宗派を異にするもの、如きは各別に保護を加ふることができる。經歷あるものを墮落せし無頼漢などと同居せしむることは殘酷で、かくの如きものに對しては個別取扱ひをしなければならぬ。個別取扱は私的院内救助の分擔であり、集團取扱は公的院内救助の分擔である。

その外、私的院内救助は部分的救助を可能ならしむる形式である。院外救助では部分的に救助することができるが、私的院内救助でも、多少資力をもつ老貧困者に對しては、生活の一部を給するが如き特殊取扱をなすべきである。よ

つて、私的院内救助は部分的に救助しうる形式であるといふことになる。その外、私的院内救助では、外間よりの寄附金品を收受し、これを供給することもでき、一層救助を部分的たらしめうる。

公私院内救助は分業の觀念によつて律すべきである。我國に於ても貧困救護法實施の結果として公的院内救助を増加するであらうが（公立養老院増設の傾向あることについては後に明かにする）公的院内救助如何に盛なればとて、これによつて、私的院内救助を廢止し絶滅に歸せしむることはできない。兩者は分業によつて補充すべきであり、その一を他によつて削り去るべきではない。この事については著者の公私社會事業分業に關する學論に通じなければならぬが、それについては「社會事業要領」第六、七、八章や「社會事業概論」第二篇第六章を通讀せられたい。

六 院内救助の價值

院内救助は集團救助に終らなければならぬから、救助上の價值は低いと斷定しなければならぬ。集團救助は素より物を取扱ふ方法で、人間を取扱ふ方法ではない。人間は要素の無限結合より成るものであるから、個人の中一として他によつて繰り返へされ置き換へられるものはない。たとへば、失業して貧困に陥つても、その獨特の人格を無視され、境遇を無視され、經歷を無視され、年齢を無視され、性別を無視され、宗派を無視され、國別を無視されて他と共通に十把一束の取扱ひをされることを快しとするものでも肯ずるものでもない。然るに、院内救助では、如何にしても共通なものとして平均によつて取扱はなければならぬから、これは物に對する方法で、決して人間に對する方法ではないといふことになる。私の學論では、如何なる窮民と雖も、人間的に應接する

を主義とするから、その取扱ひは歴史的でなければならぬ。こゝに私にあつては歴史社會事業が重要な位置を占むる所以である（この事に關しては専門的にわたるから「貧民政策の研究」第一篇第一章にゆづる。歴史社會事業の論究は近く公にする私の主著「社會事業學原理」に載せる豫定）

そこで、私の學論ではなるべく院内救助を減縮する方針である。如何に私的なものと雖も院内救助は全く集團的なるを免れえない。よつて人間的救助としては院内救助は價值の低きものと斷定しなければならぬ。

一、院内救助主義及院外救助主義については「貧民政策の研究」第二篇、英國、米國及獨逸の貧民法制を參酌されたし。

二、院内救助と集團的方法に關しては「社會事業概論」第二篇第一章、第四章を參照。

三、院外救助と分散的方法に關しては「社會事業概論」第二篇第五章參照。

四、混合院舎につては「貧民政策の研究」二二五—二二九頁參照。

五、この章の理解には「個人的困窮」と「集團的困窮」とに通じなければならぬが、これについては「概論」第二篇第一章を讀まれたい。

六、公私社會事業の關係については「要領」第六章、第八章、「概論」第二篇第六章について求められたい。

第五章 院外救助

一 院外救助の意義

院外救助とは要救護個人 (dependent person) 若くは家族に對し其居室にて保護することをいふ。公的院外救助 (outdoor legal relief) とは要救護個人若くは家族に對し、租税により、また、官公吏を通じて執行する居室救助の謂ひで、私的院外救助 (private outdoor relief) とは私人又は私的慈惠團體によつて執行される同様なる居室救助を意味する。

院外救助の意義は正確には所によつて異ひ、國によつて異ふ。院外救助は其居室に於て救助することは同一であつても (den Armen in seinen gewohnten Umgebung, seinen Haushalt, seiner Wohnung; Hausarmenpflege) 詳しくは所に

よつて異ふ。それ故、院外救助といつても、所により國によつてその意味するところのものが異ふものと考へなくてはならぬ。

たとへば、米國マツサチユセツ州では地方的居住權を取得せざる貧民に對し、州廳に於てする居室救助を以て院外救助とするが (relief given by the state to the poor who have no local settlement) 英國では養老院 (almshouse) 若くは勞役場 (workhouse) に收容せられざるもの、及び、在院する精神病者を含めたるものを院外救助と言つてゐる。今春議會を通過せし我國貧困救護法の意味する院外救助とは左の如きものである。

第十八條、救護を受くる者同一市町村に一年以上引續き居住する者なるときは救護に要する費用はその居住地の市町村の負擔とす。

第十九條、救護を受くる者左の各號の一に該當する者なるときは其居住期間一年に満たざる場合に於ても救護に要する費用はその居住地の市町村の負擔と

す。

- 一、夫婦の一方居住一年以上なるとき同居の他の一方
 - 二、父母其他の直系尊屬居住一年以上なるとき同居の子其他の直系尊屬
 - 三、子其他の直系卑屬居住一年以上なるとき同居の父母其他の直系尊屬
- 貧困救護法にいふ一年以上なる期間を以て當該市町村に於て救護することの無意義なことについては後に略述する。なほ、市町村經營主體説の誤れることについては「貧民政策の研究」第三篇第四章「經營主體」に於て詳論した。但し、救護法は不完全なもので、欠陥があるが、運用によつて、多少これを緩和しうるものならば、然かする主義を以て解説を進めるであらう。

二 院外救助と個別化

院外救助は居宅に於て救護するから救助を一々その實狀に適合させることができる。

被救助者が二分の一の生活費を仕事によつて得るならば二分一を補給すれば宜く、三分の二足りなければそれだけ補給すればよい。それに院外救助には後に述ぶるが如く二種あり、眞の院外救助なるものは調査と個別化作用とのあるものをいふのである。それ故、調査の上、救助するとしても、なるべく部分救助たることを期し、尙ほ一層その部分たることを力めなければならぬ。この部分たり又部分の部分たることは必要 (need) を目標とするのであつて、その當時必要なべきだけの救助をなす謂ひである。かくの如き救助は獨り院外救助によつて初めて可能である。院外救助は個人の需要に應接することをうる救助方法であるから。

それに救助は一時的たることを期さなければならぬ。院内救助では必要なきものも兎角院に固着する傾きがあるけれども、院外救助は水の流れて去るが如く不用なものはごし／＼流れて行く。それ故、院外救助では必要ならざる救助

は隨時撤廢することが出来る。救助はなるべく短期間たるを期すべきであるが、かくの如き短期救護は獨り院外救助に於て遂行しうるのみ。

院外救助はその居宅に於て一々適切なる救護を加ふることを可能とするを以て、院外救助は救助を個別化しうる方法である。人間の要求も需要も欠陥も素より個別的のものであるから、個別化せし救助にあらずんば人間的救助といふことはできない。純真なる救助は單り個別的救助あるのみ。

然らば、院外救助は個人の要求と需要と欠陥とに即して適切にして眞實なる救助をなしうる方法であると言はなければならぬ。

三 二種の院外救助

これまで、院外救助の主張者も、又これに非難を加ふるものも、院外救助に二種あることを忘れて居る。院外救助には(一)調査と個別化作用なき院外救助と

(二)熟練なる調査と嚴密なる個別化とをもつ院外救助との二がある。

調査と個別化作用なき院外救助は濫救に流れ、不適當なる救助となり、害惡顯著なるものであるから、かくの如き院外救助は成績不良のものとして、力めて排去しなければならぬ。

個別事業 (Case Work) によつて遂行するものが唯一適切なる現代的な救助である。それは貧民を救助する最新最鋭なる方法である。個別事業により熟練なる調査員が貧困の原因とその需要とを調査することにより、貧民をして再び社會に適應することをえせしむるのである。リッチモンド女史の人格の發達による人と社會環境との調和、私の人間生活の完成や、その當時の水準文化に達することは獨りこの種の院外救助に於て期待しうるのみ。救助は非常に困難なる作業である。それは單に金品を施與することを以て終るといふが如き簡單なものではない。それは又被救助者の品性と性格とをつくり、もつて、それを人間

的水準 (on a human level of comfort and respectability) に高むるものでなければならぬ。私は救助の総合性を提唱して居るが、これ私が困窮者を以て各種欠陥の無限に綜合するものとなすことから来る。困窮なる現象は一の欠陥によつて現はれることは稀れで、たとへ、それが一に見えて居ても、多くの場合多の現はれである。一は即多、多は即ち一である。多が合して一となり、一を分てば多となる。これが困窮の真相である。これまで、かくの如く困窮を分析することができない結果として、私の如く困窮が総合性のものたるを認めることができなかったのである。たとへ、貧困は経済的なものであるとしても、それは又保健問題に關し、教化問題にも關するもので、それ等は彼此錯綜關係(多として存在してゐるが)をつくつて一として現はれて居る。それは畢竟人間にまとめられ(一として存在して)貧窮者となつて現はれる。それ故、救助なるものは原因の一のみを取扱ふ如き簡單明瞭な作業ではない。調査と個別化とをま

たずして、斯くの如き難事を遂行することはできない。

調査と個別化とを行ふには、(一)熟練なる調査員、(二)統一作用、(三)訪問、(四)區及地域の設定、(五)分散作用と統一作用との組み合わせ、(六)行政は地方團體、政策は中央團體といふ條件を要するが、これについては精細なる解釋を施さなければならぬ(この目的に向つて公刊されたる「方面委員制度指針」を見て下されば、この事に關しては明かに了解せられると思ふ)

貧民救助の方法として、本書に意味するところのものは調査と個別化作用とのある「方面委員制度指針」に解説せしが如き院外救助の謂ひである。

四 院外救助の難點

院外救助にも難點が提起せられるから、これを破析してをかなければならぬ。院外救助は濫救に流れる惡法であるといふ非難に對しては、調査と個別化作

用なき院外救助に對して言はるべきで、これある院外救助に對しては言はるべきではないと答へれば足りる。

院外救助は院内救助よりも耻辱を感ずることが少いから、被救助者は増加するといふ非難であるが、私は獨逸の如き個別化的院外救助の貧民を減少せし所以を綿密に考證してゐる。本書は簡略を旨とするから、かくの如き煩はしき統計を引用することはできぬ。よつて、これは他の著書にゆづる（すでに原稿となつて筐底に藏せらるゝから、その中讀者に見えることにならう。）院外救助により貧民を増加するなどの非難は無智を物語る外何でもない。

院外救助では一人當りの費用は節減するかも知れぬが、全體としてしの救助費は却つて増加するといふ。この事の考察も他日に譲るが、貧民救助の範圍が廣くなれば、無論救助費は増加するが、一人當りの費用と全體の費用とを混同する非難は許しがたい。もとゞ、貧民救助の如きものは商賣ではないのだから費用がいくらかゝつたからとて、その全範圍に肉薄して救助し、よつて以て、多額の費用を要するにいたれば、寧ろ慶祝すべく、決して非難すべきことでない。多數の窮民を保護するを厭ひ、金喰ひと言ふ位ならば、初めより一切かゝる事業に手を出さぬが宜い。

心情をそゞぎ親切であることのできるのは小なる社會に於てである。役人の仕事は規則づくめのもの、半ば器械的のものに適するばかり。若し、院外救助がかくの如き性質の役人によつて執行せられるとすれば公的院外救助は効果がないといふ非難、このことは大體妥當な非難であるから、私はこれを救ふために特志家的機能を導入することを以て先決とし、之を分散機關と見做し、集中機關たる官公に併合するを要するとする次第。この事については「方面委員制度指針」並に「貧民政策の研究」を見てもらいたい。

院外救助は近隣關係より來る自然的のものであり、親切で、如實で、適切で

ある。貧民はこれによつて家庭の破壊を免れ、近所兩隣を失ふ災厄を脱し、意味のある生活をする事ができる（近隣関係と定住關係とについては「方面委員制度指針」第三篇第三問を見て下さい）院外救助では院舎の如く不名譽となり羞恥を感ずることはない。院外救助は一時的部分的救助たる事ができ、かつ、子供と別れ、近親と離れて、不如意な月日を送る災厄を免れしむる。殊に院外救助は貧民救助を個別化することができ、人間的救助（物に對して）たることができる。かつ、院舎を十分に、あらゆる窮民を收容することは途轍もない空想であり妄想である。かくの如き大規模に養老院救貧院を設置しうる國としては一もない。

かくて、院外救助法の勝利が来る。殊に個別化的院外救助は貧民救助の最も優れたる方法であるが、これは個別化と集中化との統合する貧民事業たらなければならず、こゝに私の独自の學論としての救貧法制の統合的基準論なるものが現はれるのである。されど、この種の専門的分析は「貧民政策の研究」にゆづり、最近、著者は更らに「社會學雜誌」(六〇—六一號)に貧民法制の統合的基準なる論文を載せて精細にこのことを論じたから、特志の人々はそれをも併讀さるゝを望む。（更に、近著「社會事業とは何ぞ」参照）

五 院外救助の價值

私の學論は人間を人間として待遇し、かつ、救助することにあつて存し、また救助の方法をかくの如きものたらしめたいと思ふのであるから、人間より人間への救助 (Hilfe von Mensch zur Mensch) を可能ならしむるものでなければ價值がないとする。この尺度に照して評價すれば個別化的院外救助は高き價值あるものと見なければならぬ。殊に、統合的貧民救助（次章にいたり一應解説を加へる）は質に於ても、量に於ても、最も優れたる方法であるが故に、最

高の價値を占むるものと斷定しなければならぬ。

一方には、特志家の参加があつて、貧民救助を個別化することができ、他方には、官公團體があつてこれを集結することができ、一にして多、多にして一なる貧民救助體系を實現することのできるものが、私の所謂統合的貧民事業である。これまで既に個別作用と集團作用とを不用意に統合するものはあつたが（獨逸エルバアフェルド法の如く）それ等はいづれも社會事業形態論研究前のものであつたから、これを本質の邊から統合することができなかつた。それ故、私は統合形態によるものを本質的社會事業と名付けて、これまでの素朴不鮮明のものと彼此區別する。

これに關する論議は紙數の節約上茲に詳細取扱ふことをえず、従つて、讀者諸氏から難解を訴へらるゝを虞れるが、これについては別著「方面委員制度指針」更らに、専門的のものとしては「貧民政策の研究」が既に提供せられて

居るから、それ等を繙かれ疑念を一掃されるやうにしたい。

一、院内救助と院外救助とについては「方面事業取扱方法」(二一―八頁)を参照されたい。

二、院外救助本位主義については「貧民政策の研究」第三篇第三章について見られたい。

三、米國の院内救助主義については同書第二篇第二章第二節を讀れたい。

四、救助方法と救助の意義については「貧民政策の研究」第一篇、第一章「貧民救助の方法」を通讀されたい。

五、行政と政策との組み合せに關しては、「貧民政策の研究」第二篇第二章第一節を讀れたく、行政が主位に即く所以に關しては、同第三節「行政本位の救貧制度」についてその意義を明確にされたい。

第六章 院内救助と院外救助との錯綜

一 單一主義

院内救助單一制を採るもの、院外救助單一制を採るものはいづれも單一主義である。

單一主義は理論上の所産若くは空想の産物である。現實としては、院内救助と院外救助とは錯綜関係をつくつて居り、一が全く他に取つて代ることはできない。すなはち歸一といふことは望みのないことである。

米國の如く院内救助主義を採るものにあつても、それは院外救助によつて補足されたる院内救助であるまで、純粹に院内救助といふやうなものではない。獨逸の如く院外救助と言つても、院内救助によつて補足されたるもので、同じ

く純粹に院外救助といふやうなものではない。それで、現實として兩者は歸一することができないといふ状態である。

いくら院外救助を理想案として掲ぐるものにあつても、行きどころのない老人を路頭に放任することはできない。居宅救助が望ましいと言つても、居宅のないものに對しては策の施しやうがない。そこで、如何にしても院舎なるものを全く驅除し去ることはできないであらう。驅除することができないといふこと、驅逐すべきだといふことは同一義ではない。私は學論の上から院舎は驅逐すべきだとするが、全く驅逐し去ることはできないから餘儀なく最小限にそれを認める主義をとる。それ故、私は養老院主義なるものには絶對反對であるが、いくらか必要に應じ養老院を造ることに反對はしない。私の學論と見解とを誤解しないやうにして欲しい。

二 併用主義

院内救助と院外救助とを同等のものとして併せ認むるものを併用主義若くは平行主義と名付ける。

最初、立案されたる救護法案では救助方法は「院内院外兩種とし、被救助者の實情に應じ、居宅委託及收容救助を行ふ」となつて居た。この案文に於ける院内院外兩種救助を認める義は兩者を同等なものとして認めるといふのか、單に兩方法を併用するまで、兩者の中その一に重きを置くものであるかよく分らない。たゞ、これを文字通りに解釋すれば、院内救助と院外救助とを併せ認める主義をとるものであるといふことになる。かくの如き主義を併用主義といふ。院内救助と院外救助との併用關係は左の三となる。

一、院内救助と院外救助とを漫然併立するもの。

二、院内救助か院外救助かの何づれかに重きを置くもの。

三、院内救助と院外救助とを一體としてその機能の邊によつて組織するが、兩者を分散機能と集中機能によつて各組織化するもの。

第三のものは寧ろ次節に述べる統合主義に屬するが、漫然兩者を併立する第一の主義によるものは、院内主義も宜からうし、院外主義も宜からうといふ程のもので、無意味なものである。かくの如き主義による院内救助は純然たる集團的のものとなり、混合的な「何でも屋」に墮するであらうし、荐りに貧民を濫造する底のものなり、有害無益なものとなるであらう。

第二のものは院内院外いづれかに重きを置くもので、院内救助に重きを置くものは英米の如き院外救助によつて補足されたる院外救助制 (das System der geschlossene durch offene ergänzten öffentlichen Armenpflege) となり、院外救助に重きを置き、院内救助によつて補足せられたるものは、獨逸の如く院内救助

によつて補足せられたる院外救助制 (das System der offenen durch geschlossene Armenpflege ergänzten öffentlichen Armenpflege) なる。

救助方法としては、院外救助を主體とし、これを院内救助によつて補足されたる制度を以て理想案とする。但し理想案たるには統合的意義を加へ、集中作用と分散作用とを組み合わせなければならぬ(次節に述ぶる如くに)

そこで、院内救助と院外救助との關係は第三のものとなり、院内救助と院外救助とを一體とし、その機能の邊によつて組織するか、兩者を分散機能と集中機能によつて各組織する案に極る。更らに、この案を内容によつて表示すれば次の如くなる。

一、院内救助及院外救助の關係は竟に院外救助主義として確立すべきである。
二、純粹院外救助主義によるものとせず、これに最小限度の院内救助を附加する。それは主義として望ましきことではないが、實際救助上止むをえず院内

救助を附加することとする。

三、かくて、主として院外救助であるが、これに若干の院内救助を附加することにより、一轉して、これを統合形態によつて組織するものとする。

第三の意義の開展は自づから統合的貧民論に導くから、次節にいたつて、これを解説しやう。但し、救助方法論については先著「貧民政策の研究」の通讀を乞はねばならず、こゝに取扱ふ如き短文によつて、その意を充分明確精細ならしむることはできない。「貧民政策の研究」は全篇統合的救貧論を収載する。

三 統合主義

主として院外救助であるが、これに若干の院内救助を附加する義は既に明かにせられた。貧民救助の理想案は必ず個別化的院外救助によることとし、できるならば、これを唯一の方法とするのであるが、行きどころのない者が現はれ

やうから、仕方なく若干院内救助を附加し、許容することとする。併し、かくの如き救助方法を押し進めれば、自づから統合主義によつて組織するものたらしめなければならぬ。然らば、統合主義とは何であるか。

統合主義とは個別化作用と集中作用とを一體として統合する制度若くは組織の謂ひである。一方には、個別化作用があり、これを私人、特志家、慈善家といふ類によつて分擔することにする。「社會事業要領」に於て、既に個人々々を救助し、個人を分擔するものは官公團體にあらずして、私人であり、特志家であり、私團體であるといふ意を明かにしてをいた。他方には、集中作用があり、よつて以て集團事業を行ふが、これ即官公團體の分擔である。私人や特志家だけでは救助事業は具體的で如實で個々に即して適切であるばかりで、救助に何等の統一と連絡とがなく、支離滅烈なものとなるを免れない。支離滅烈な救助では私人の慈善としては一と先づ可なりとするも、地方や國の救貧事業としては不適當である。よつて、これを都市、府縣、乃至、國に纏めなければならぬ。これ即ち集中事業である。かくて、分散的貧民事業を代表するものは特志家、集中的貧民事業を代表するものは官公團體となるが、この兩者をまとめて一體となし、分業によつて官公團體は一體としての貧民政策を行ひ、特志家は個々の現業を行ふこととするれば、兩者は茲に統合せられるわけである。兩者が本質的に統合せらるゝものを本質的統合貧民事業といふ。

これを地區地域によつて統合するものを行政 (administration) と政策 (policy) の統合といふ。この問題については「貧民政策の研究」(三七〇—三七二頁)を参照せられたい。

一、英、米、獨の救貧制度については「貧民政策の研究」第貳篇當該の章を讀れたし。

二、方面委員制度については「方面委員制度指針」を参照の事。

- 三、統合的救貧論に關しては「貧民救策の研究」全卷通讀の事。
- 四、個別事業と集團事業及兩者の分界と分業については「社會事業概論」第二篇、第六章、及び、「社會事業要領」第八章を參照されたい。

第七章 養 老 院

一 養老院の効用

養老院の救助價値の低いことについては既に述べた。米國のケルソ氏は養老院は五十年前の遺物であると言ふて居るが、窮民保護手段としては、養老院は既に舊時の遺物となつたことを記憶しなければならぬ。貧困救護法の實施にあたり、必ず一度び養老院設置の熱が昂進すると思ふ。よつて、私は今より、これに對し、その性質について解釋をもなし、警告をも發してをかなければならぬ。

私の學論では、養老院に必然的に隨伴する諸弊害の外に、それは集團的救助の方法であるから、個別的取扱に終始しなければならぬ人間に對しては、全く、

不適當なる救助方法であるといふ斷定に達する。人間を物として取扱ひ、恰も輸出向きの貨物の如く、同じものをいくつも揃へるといふ主義を是認しなければ、養老院を無制限に設置することは是認せられない。養老院は必然的に人間を器物として取扱ふことになるから、それは、人間的機關としては價値の乏しいものであるといふことになる。

一九一〇年、米國の養老院を調査せしところに據れば、養老院に於て妊娠せしもの千百八十五人で、この中半數は既婚、半數は未婚で獨身であるが、その生兒は大部分私生で、かつ低能であつた。英國のウェツプ氏によれば英國では年一萬五千人の子供が勞役場で生れるといふ。養老院に私生兒が生れるといふことは、養老院の經營が不良で男女混合であるからである。老人と雖も性について放任することはできぬ。それ故、養老院は性別に従つて經營する方針をとるべきであり、男子部と女子部とを左右にはさみ、中央に監督部を置くやうに

建築しなければならぬ。一九一〇年、英國の養老院調査では、收容者の中、六三・七％は身體或は精神に缺陷のあるものであり、收容者の三分一は老齡者及衰弱者であり、不具畸形、精神薄弱者はその三分一を占める。一九一〇年、米國養老院で精神薄弱の乞食より生れた兒童は六千二百人である。少くもその二七・五％は私生兒である。ミソリー州養老院の一九〇四年に於ける收容者の五七％は精神薄弱か、精神病か、癲癇かで、何れも精神に缺陷のあるものである。アイオア州の養老院に於ける一九一一年に於ける收容者中五二・七％は所謂方角違ひのもので、養老院に收容すべからざるものであり、四七・五％は精神病患者、精神薄弱者及癲癇である。一九一〇年に於ける全米國養老院に於ける私生兒は三三・八％であるが、一般國民の私生兒率は七・七％であり、如何に養老院が風儀悪く墮落して居るかを示す。米國の養老院は大多數により、一時的保護所として用ゐられて居り、小部分が永續的家として用ゐてゐる。一九一〇年に於

ける養老院收容者の三〇・七%はいづれも一年以内の在院者である。收容者の一五・四%が健全であるばかり、その他は何かの缺陷をもつ。それでも働きうるものは四〇・五%ある。

米國及英國に於ける養老院の現況を一觀するだけでも、如何に養老院が希望をつなぐべからざるところであり、如何にその經營が困難で、そのあるものは養老院に必然的に附帶するものであることを知る。養老院へ來るものは子供のないものか、少ないものか(養老院送りの原因は子供のないことに關するから、これについては他の著書で述べる)親近のないものか、放蕩無頼に過ぐしたるものか、精神薄弱者か、外國生れのものか、下層に沈淪せしものか等、所謂世にあふれ者なるものが極めて多い。かくの如き養老院を經營することは初めより困難である。

養老院必ずしも收容保護するに堪へないところと云ふのではないが、わけもなく養老院を造る迷信に對しては警告を發してをかなければならぬ。

養老院の効用は絶無であるといふのではない。たゞ、老貧困者及老衰者保護機關としては副次的のものであるから、第二線につくべきものだといふにある。養老院によつての老齡者及衰弱者 (old and infirm) 保護に關しては居宅救助を主とし、止むをえざる場合、養老院によつて保護を加へることとなすべきである。いづれにしても、養老院は五十年前の遺物であるといふ方針で扱へば宜い。よつて、方面委員制度の如き居宅救助法を以て軌近の救助法となし、今後益々該制度の發達を圖らなければならぬ。

二 養老院の經營と監理

養老院の位置は郊外に選定すべきである。郊外は閑靜で見晴しがよく、空氣も新鮮であり、土地も安價である。その上、經營の條件として交通の便利とい

ふことがいる。都市より隔絶して居ると、世間の同情も理解も行きとよかず、また、しばし、公私の訪問者のない所では、監察の利便が失はれ、監理が行きとよかなくなる。それ故、養老院の位置は郊外を原則とする。

院舎の大きさはその地方の人口の大小、需要の大小によつて決めるべきである。院舎は二階建を以て最良とせられる。事務室及管理室は三階でも宜いが、その他は二階がよい。これまでの経験では二階建がいちばん便利であることを見出して居るから、土地や地價の關係上高層家屋を建てぬがよい。二階以上の院舎では、出入に不便、監督に不便、防火設備に多額の費用を要する。居室は採光通風に注意し、收容者の便利と快適とを圖るべきである。それに、管理上の考慮をも加へねばならぬ。院舎には事務室、宿舍、居室、寢室(獨房)、食堂、臺所などがいる。部屋の位置は管理と性別とを條件として定める。普通中央の前部を事務室、院長室となし、後部を事務室、食堂、臺所とする。中央を挿んで

兩側にその一を男子部、他を女子部として性の混亂に陥り易い養老院の管理を嚴重にする。或は男養老院、女養老院といふやうに各別なる院舎を建設すべきである。下水の注意は逸することができぬ。水はきは健康に關係がある。郊外を選ぶ理由の一は景色のよいことであるが、不幸な落莫な境遇にある人々を慰籍するには閑靜で森や山が見渡せるところがよい。養老院には豊富な水がいる。水量は一人當り百ガロンとする。これは飲料用、灌漑用、防火用である。養老院に農園を附設することには可否の議論があるが、私は附設をすゝめる。養老院經營を經濟的にばかり見るべきではないが(それは商賣ではないから)新鮮な野菜や果實を採收することができ、かつ、それによつて一部經濟を補ひうれば上乘である。院舎は清潔に、かつ、秩序を保ち、收容者を改善し、これに節制を加へるが如きものたるを要する。

院長その人をえなければ院の經營はできない。院長たるべきものは社會奉公

の念に燃え、人格圓滿で熱誠なものでなければならぬ。次に、院長は院の經營に關する専門的知識の所有者でなければならぬ。それを職業であると考へるやうな人物ではかくの如き困難なる仕事に當ることはできない。よつて、天職として多年一日の如く院務に専念し没頭するが如きものでなければならぬ。統計の示すが如く身心共に缺陷ある收容者には身體的並に道德的改善を加へなければならぬ。この缺陷を院長は矯正して行かねばならぬから、到底、尋常一様のことではなく、職業人の到底よく當りうることではない。院長に關しては別に精細に述べなければならぬ。事務員の選任亦大切である。事務員は單に事務に堪能であるだけでは足りない。養老院の如き悲哀な所では常に溫情を漂はし、小言を言はず、神經質でなく、氣輕な機嫌のよい頓智のあるものでなければならぬ。

養老院に分類の大切なことは言をまたない。分類は性別、人種別、健康別、性格別、經歷別によつてなすべきである。これ等の混つた院舎は所謂混合院舎 (mixed institution) として回避すべきである。老人、病者、精神薄弱者、精神病者、癲癩、兒童、淫賣婦などを混合するは所謂混合院舎であり、かつ、かくの如きは一種の罪惡であると考へなければならぬ。

終りに、監理は嚴重になし、秩序を維持し、勞働のできるものには一定の勞働を課さなければならぬ。勞働は健康を増進し、徳性を進める。兎角、養老院などでは世の耳目を避くる傾きがあるが、院舎は常に開放的であり、公私訪問者の瀕々出入するが如きものたらしめなければならぬ。これ等公私訪問者の視察によつて自然に監察され、監督されて、改善にをもむくものである。

三 養老院の改良

養老院の分類は嚴重に遂行しなければならぬ。都市には各種の保護機關があ

るから、分類は自然に又比較的容易に行はれるけれども、町村や地方には各種の保護機關が缺乏するから、あらゆる者を無差別に收容し、何でも屋になる傾きがある。この事はある程度までは仕方がないとして恕さなければならぬが、それでも成るべく分類を施さなければならず、この目的に向つて保護施設を特設する方針をとるべきである。もし、一町村單獨で保護施設をつくることが不可能なれば、郡單位として施設し、よつて以て、分類を可能としなくてはならぬ。

郡單位については「貧民政策の研究」四二—四二二頁を見て下さい。そこでは、(一)郡經營組織、(二)郡本位と接觸の個人的極限、(三)米國の郡本位組織が論じてあります。なほ、農村に於ける郡單位論については、「農村社會事業指針」第四問「農村社會事業に於ける郡單位思想如何」、(一)救助單位としての農村、(二)郡單位、(三)郡單位と分散的集中的組織を見て下さい。

養老院は(一)性別(二)人種別(三)健康別(四)性格別(五)經歷別に分類し、居室を異にして配置すべきである。

養老院より分離すべきものは左の種類のものである。

- 一、精神薄弱者については私生兒を生む如き懸念なき高齢者を除く外、分離して精神薄弱者教育所若くは保護所に送る事。
- 二、精神病者は老齡で無害なものを除く外、精神病院に送る事。
- 三、癲癇を除く事。
- 四、浮浪人及健全なる貧民を除く事。
- 五、酒客その他藥材耽溺者を除く事。
- 六、盲人及聾啞者は夫々盲學校、聾啞學校へ送る事。
- 七、傳染病者は傳染病隔離所、避病院へ隔離する事。
- 八、特に兒童は残りなく養老院より取り除く事。

かく分類しつくしたる養老院は名實共に老齡者及老衰者の收容所となる。たゞ、一時的の保護に關しては、町村の如き不便なところでは一時如何なるものを收容することも致方がない。養老院は同時に病院たる趣をもたせなくてはならぬ。養老院は老病者に對して開放されて居るやうなものであるから、米國などでは養老院を病院と改稱した方が宜いといふ意見がある位である。マツサチュウセツツ州社會事業委員コナント (Richard K. Conant) 氏は「我々は養老院の名稱を病院と改むる必要があると思ふ。今日の養老院は老衰者を保護する所となつてゐる。養老院で保護する外なき重病者を除いては自宅若くはその他適當な場所に於て保護することが原則となる。養老院は施與をする所でなくなりつゝある。それは院舎外に治療のできぬ程重體なものを保護する病院となりつゝある」と言つてゐる。かくて、米國の養老院は病院の名稱を冠するものあるにいたり、ロウエルの養老院はチエルムス、フォード街病院 (Chelmsford Street

Hospital) ホストンではロングアイランド病院 (Long Island Hospital) ロウレンスではロウレンス一般病院 (Lawrence General Hospital) などいふやうに養老院を病院呼ばりにしてゐる。一九二六年には、米國養老院では百八十八人の看護婦と八百六十六の病床を設備してゐる。

養老院を病院化するには特に建物と設備とを病院そのまゝにしなくても宜く、いくらか病舎たるに適する如く變改すればよい。たゞ、いづれにしても、養老院を病院であるといふ方針で經營しなへすればよい。養老院には病舎を附設し、病床を設くべく、設備の完全なものは四人に付一人の割合で病患設備をなすべきである。

私の學論では分散的機能は個別機關、集中的機能は集中機關によつて取扱ふべきであるとするから、養老院の經營は地方單位たる郡町村が當ることゝして、個別的機能を表現することを示し、監督や指導は府縣これに當り、以て集中的

機能を表現することを示す。府縣養老院主義なるものは今より不合理であることを指摘する。個人と近隣の接觸を遠ざかる社會施設は非人格的となり抽象的なり（「貧民政策の研究」第三篇第一章第二節「人格團體と非人格團體」を参照の事）ために、如實な生命のあるものとなりがたく自然効果を滅失する。府縣といふが如き廣き地域團體では効果を切實なものとする事ができない。それ故、府縣養老院主義の如きものは不妥當不合理として斥けなければならぬ。府縣では町村及郡養老院を指導し、監督し、かつ、それを分散に陥らしめざるやう総合的機能を分擔すべきである。實際の仕事は現業の本場たる町村及郡に獨掌せしめ、府縣は綜合の役目をつくす。分類を要する場合、町村小養老院で獨力分類しがたき場合には、郡單位として幾個町村聯合となし、よつて以てその目的を達することとする。男女は交通することができないやう隔離し、職業も別のものとなし、接觸せざるやうな仕組みとする。女子には特に監督者を附隨

すべきである。精神薄弱者は別に分離收容しなければならぬが、止むをえず、一時收容する場合、特に女子を收容する場合にはこれを別室に入れて嚴重なる監督をなす。白痴低能者は相互接觸し、若くは不徳なる男女の接近を防止するやうにしなければならぬ。これに對しては留置場を設け保護するのが簡便な方法である。精神病の乞食を收容する場合には別棟とし、他の部屋から隔離するやうにする。肺病患者は隔離して保護し、癆腫患者は他の不快を招くから、これ又分離しなければならぬ。梅毒患者は他に傳染しないやうに特に分離するを要する。經歷によつて分類することは必要だが、過去の經歷よりも、現在の行状によつて分類しなくてはならぬ。

その他養老院の改良に關しては「方面事業取扱方法」(三一—一三頁)を参照せられたい。

四 養老院と貧困救護法

貧困救護法については別に述べるが、それと養老院との關係については茲に略述するところがなくてはならぬ。

貧困救護法は大體居宅保護を原則とするけれども、必要ある場合には養老院救貧院による院内保護をなすべしと規定してゐる。若しこれを誤解して院内保護亦かなりといふことゝなれば養老院を濫設する傾向を生ずるが、既に今に於てその狀顯明なるものがある。

私は第一養老院と養老院主義と區別する。如何なる院外救助と雖も院舎を全く杜絶することはできないから、若干院舎の導入を許し、又これを企畫實現しなければならぬ。それ故、私は養老院を設けることには反對しないが、これは副次的のもの豫備たるべきものであるから、養老院によつて老貧困者を保護す

ることを原則としないやうにして貰ひたいと注文する。なるべく、居宅に於て保護し、止むをえざるものに對してのみ養老院送りとする。養老院を救助の原則とするものを養老院主義といふ。かくて如き主義に對しては嚴に戒慎しなければならぬ。

第二、養老院を設置するにしても、それは最小限度に止めなければならぬ。これは救護法の精神に合ふものであるが、誤解され曲解される虞れがある。なるべく養老院などゝいふ忌むべき五十年前の遺物や廢物はつくらぬようにしたい。たゞ仕方なく避けえないとして若干（最小限の）院舎の設置を許容するのみ。

第三、貧困救護法では養老院の設置を認めるけれども、該法には私の學論が未だ反映して居ないから（「貧民政策の研究」に發表せしところの歐米救助の二大主義より一步を進めたる私の謂ふ統合的基準による救貧論）それを分散機能

と集中機能との統合によつて組織することは凡て救護法には脱失してゐる。よつて、今後機會あれば統合原理に基き改正して貫はなければならぬと思ふが、それまでは救護法施行の満全を期するため、施行細則によつてこれを補充してをけば宜いであらう。この觀念を反映するものとしての施行細則は單に養老院の設置を許すだけでなく、養老院は主として分散機關たる町村及その幾個聯合によつて創設し推持すること、並に、集中機關たる府縣はこれを指導し監督することゝいふやうな原則を設定しなければならぬ。

これまで我國の社會立法家は法律家出身で各種社會事業には暗いことを免れぬから、經營についても、行政上の考慮を通じて、單にそれを市町村本位とする傾きがある。これの誤りであることは私の「貧民政策の研究」に於ける分散と集中機能及機關との綜合論及び凡て私の社會事業の經營論（「貧民政策の研究」に於ける、また、拙論「社會事業運營」社會事業講座、三、四號）を見て下されば分明するであらうと思ふ。

- 一、人間を物として救助すべからざること、人間に對する個別取扱ひの原理に關しては「社會事業概論」第二篇第一章、第五章を通讀せられたい。
- 二、右に關し、貧民に適用するものに關しては「貧民政策の研究」第一編第一章を見られたい。

三、養老院の分類に關しては「貧民政策の研究」第二編第三章第一及二節參照のこと。

四、養老院の經營に關しては目下準備中の別著にゆづる。

五、老貧困者の取扱ひについては「方面事業取扱方法」第一章「貧民の取扱」を通讀されたい。

六、居宅取扱の方法及原則に關しては「方面委員制度指針」を通讀されたい。

七、農村に於ける養老院については「農村社會事業指針」第八問第一節を讀まれ

たし。

八、養老院より隔離されたる兒童の取扱ひに關しては「兒童保護問題」を参照されたし。

九、社會事業の經營方針については「社會事業要領」第十章を見られたし。

第八章 小舎及分舎

養老院といふが如き院舎に於て個別取扱の徹底しがたいことに就ては既に述べた。既に八人より十人までの院舎でも個別取扱は困難になるが、これ位の收容所をつくればすでに家屋取扱に接近するは明かである。そこで、院舎では大き過ぎるし、委託すべき家庭がないといふ場合、家庭と院舎との中間の施設をつくつて兩者の機能を併合するといふ思想に到達するであらう。この思想の開展即ち小舎であり、分舎である。

小舎 (cottage) では廿五人内外を收容するが如き所謂小さき獨立家屋をつくり、老貧困者を收容するのである。院舎をいくつかに分ち、かくの如きものをまとめれば、これ即ち小舎制 (cottage system) である。また、小舎を一所に集合せずして、距離をつくつて分散すれば、分舎 (scattered home) となる。兎角

世のあふれ者共が一所に集合すれば醜態でもあり、且つ、弊害も生ずるとして、相見えざる距離をつくつて分散してしまへば、これ即ち分舎であり、かくの如き制度を採用すれば、分舎制 (scattered home system) となる。

老人は兎角偏癖なもので、好悪の念の強いものである。普通の養老院で個性や趣味や性癖に注意を拂ひ、老衰者に安静と満足とを與ふことは決して容易ではない。そこで、小舎及分舎は養老院に代るべき將來の保護法であり方案であると言ふことになる。

小舎や分舎とまで行かすとも、養老院は小なるものとして經營する主義をとらなければならぬ。これを小養老院主義といふ。兎角大なるものを造り、見學團を驚かすことのみを能事としてゐるが、養老院についてはかくの如き誘惑にかゝつてはならぬ。

英國に於ても養老院は漸次改善されて居り、デュウブライやバアミンガムで

は、老人は混合勞役所より引き分けられ、シエツフィールドでは小舎を列べてこれを保護し、いろいろの工夫を凝らして、老齡者の快適と安静とを圖つてゐる。バアミンガムでは老人に一室づつを與へ、その外に寢室を割り當てゝゐる。それにはカーベットが布かれ、椅子や抽手付きの鏡臺が備付けられてゐる。食事は多く共同の食堂ですが、高齡者には自室で食べることを許してゐる。その上、希望者には茶、砂糖、煙草が一週一回給與せられる。そこでは訪問者に會ふこともでき、銘々の部屋へ訪客を導き入れることも許される。晝間は出入全く自由としてゐる。慈善家の贈物は受取ることを許されて居るが、酒だけは禁せられてゐる。寝るのも起きるのも勝手であり、自由であり、時間にきまりがない。スコットランドでは小舎制として組織し、快適な自由な宿舍を給與し、慈善金品を受取ることをも許され、自分の欲する食物を買つて調理することも能きるやうにしてゐる。

こゝに英國の養老事業の一端を引用する所以のものは第一、高齢者に對して乞食として取扱はず、人間として待遇することを力説すること、第二、養老事業をして快適にして人間的なものとなさんとすれば小舎制を採る外はなく、又小養老主義に依らなければならぬ事を印象せんとするに外ならぬ。我國では、兎角老衰者を乞食でも收容する氣で取扱つて居るが、英國の如く老人に對しても丁重に親切に快適に特に人間的に取扱ひたいものである。かくの如き人間的處遇は小舎制として初めて可能となりうべきものであるから、養老院は小舎分舎若くは小養老院として經營しなければならぬといふ斷定に達する。

一、小養老主義については「貧民政策の研究」第二篇「米國貧民法制」の第二節を見られたい。

二、農村小養老院については「農村社會事業指針」第八問第四節參照。

三、兒童に關する小舎制については「兒童保護問題」を通讀せられたい。

第九章 居宅救助の方法

一 個別調査

養老院によつて救助する主義をたてゝも、それでは老衰者を残りなく救助することはできないし、この方針を進めば、混合院舎といふが如き厭ふべきものともなる。そこで、居宅救助に移らねばならぬが、居宅救助は個別調査を原則とする。農村では、救助は近隣や親近や顔役によつて行はれるから、被救助者の事情も境遇もよく分り、自然に調査も行きといき、それによつて適切なる救助を遂行することができる。然るに、都市の出現とその發達によつて近親相互扶助は一と先づ去り、救助は具體的なるより抽象的となり、被救助者の事情や境遇は分らなくなつて了つた。そこで、個別調査が必要になつて來たのであ

る。調査せずして救助するは濫救にをもむく所以である。

救助は個別化 (individualisierung) しなければならない。一々被救助者を調査し、貧困の原因従つてその需要を明かにし、これによつて救助を行ふのである。それに調査は素人では遂行しがたいから、熟練な調査員を要することとなる。方面委員など窮民救助者は熟練なる調査員たならなければならぬから、救助技術の習得はその資格の獲得に向つての先決条件となる。

個別調査は個々の接觸を前提とするから、自づから訪問が必要になる。訪問なく接觸なき救助は貧民の事情と境遇とを明かにすることができない。調査員は貧民をその居宅に訪問し、その實状をつくさなければならぬ。

調査及訪問は有給吏員と特志家とによつてなされる。それに地區及地域を適當なものとして分擔しなければ嚴重なる調査をなすことはできない。これ等のことに就ては「方面委員制度指針」を見られたい。

二 救助の程度

救助は最小限度の生活資料を供給することを原則とする。但し、最小限度の資料とは如何なるものであるかを決めてをかなければならぬ。我國の養老院ではあだかも乞食でも養つてをくと言つたやうなものがあるが、これは無論最小限度の生活資料を供給するものではない。最小限度の生活資料とは動物生活や生理生活に關するものではなく、人間としてふさはしき最小限の資料を意味する。そこで、最小限の資料とは次の如きものとなる。

第一、それは自由労働者の収入より以上のものではない事、第二、それは人間としての生活を維持する程度より下らざるものたるを要する事これである。前者は上の限度、後者は下の限度を示す。自由労働者よりも以上の待遇をなすときは怠惰の風を助長し、遊惰の徒をつくる。もし、人間生活をなすに堪へざ

るが如き生活をなさしむるなれば、それによつて労働力を恢復することもできず、家政を整ふることもできず、児童を酷使することも止まず、宛然乞食の生活をなさしめなければならぬ。いくら窮民といひ、老貧困者と言つても、快適にして安靜なる生活を與へなければならぬことには異りはない。衣服と食物と住居とは最小限（人間的なるものとしての）の程度に於て供給し、かつ、病患治療費児童教育費及埋葬費をも含まなければならぬ。

三 救助の期間

救助期間はなるべく短くすることを原則とする。被救助はなるべく長く救助されんことを欲し、救助者は放漫に流れ易きため救助は不当に長くなり易い。救助には一時的救助と継続的救助とがある。一時的救助とは一回二回をかぎり救助すればよい程度のもの、継続的救助とはそれ以上継続する救助を意味す

る。一時的救助の場合には一回の調査によつて救助し、これを完了と見做せば宜いが、継続的の救助は二週間を限度として再調査をしなければならぬ。略二週間を境として被救助者の境遇が變化することが分れば、それ以上の救助は再び調査をしなければならぬとする方針の發達とならう。二週間以上になれば失業者は職業を恢復し、病氣のものは全快するといふ類である。いづれにしても、救助はなるべく早く切り上げる方針を以て進まなければならぬ。

四 貧民の登録

貧民を有効適切に救助するには貧民を登録しなければならぬ。すなはち、被救助者を中央交換所に於て登録するのである。一度救助したものに對して同時に救助を繰り返へさないやうにしなければならぬが、登録なき場合には、自づから救助は重複となる。一度施與を受けしものはいづれの團體なりとも、これ

を中央交換所へ通知するのである。かくて重複を回避することができる。

この仕組みは自づから総合社会事業へと導くであらう。(総合社会事業については「社会事業要領」第九章「社会事業の連絡及統一」を見られたい)一都市一地方の社会事業が孤立してゐては貧民登録も不可能である。たとへば、一都市の公私社会事業團體が聯合して一體となり、中央交換所をつくり、各團體はその單位となり、情報を中央へ齎らし、中央は各團體に必要なべき情報を分配するときには、茲に初めて該都市の社会事業諸團體は綜合して一體となつたわけである。

かくの如き総合社会事業が起れば、貧民登録も亦自づから行はれる。諸團體では一度救助せしものは中央交換所へ通告し、中央交換所はその区域内の各團體へこれを移牒することゝすれば、施與の重複は完全に取り除かれることゝなる。

五 公私救助の聯絡と補充

公私社会事業の間には分業がある(「社会事業要領」第八章「救助も亦公私の補充によつて初めて完全に遂行することができる。貧民の登録を行ふにも、調査をするにも、救助をするにも、両者は相提携し相補充しなければならぬ。貧民登録には公團體ばかり聯合しても、その目的を達しがたければ、私團體ばかりでその効果を全ふすることもできないのは自ら明である。調査にも有給吏員と特志家との協力を要するが、公の分擔は有給吏員となり、私の分擔は特志家ともなるであらう。救助も亦集團的なものは公、分散的なものは私によつてなされるから、兩者の統合によらなければ救助は完全なる効果を擧ぐることはできないわけである。

公私社会事業が何を分擔するかについては「社会事業要領」に述べてあるか

ら、こゝには省略する。

六 統合的救助

居宅救助の最も優れたるものは統合救助方法によらなければならぬ。統合救助方法とは集中的機能と分散的機能とを統合し、従つて、集中的機能と分散的機能とを統合する謂ひである。單位ばかりあつて、これを取り纏める作用がなければ分断となり、支離滅裂に陥る外はなく、組織や統一ばかり盛なれば外觀如何に壯麗なりとも、内實空虚となり、生命は枯れはつるを免れぬ。具象的で如實で、生命がなければ、眞に救助と名付くべきものにもあらざるべく、これに統一が加はらなければ、單位の亂立となるばかりで、支離滅裂、如何とも策の施しやうがないものとならう。

救助には、一方には具體的な單位を要し、他方には統一的作用を要する。こ

の兩者の過不及なき組合せによつて初めて完全なる救助組織ができる。

一、調査については「方面委員制度指針」の關係個所や、「方面事業取扱方法」第一章第一節と見て下さい。

二、訪問については「方面委制度指針」第三篇第參問を見て下さい。

三、救助の期間に關しては「方面事業取扱方法」第一章第六節「救助期間」を併讀されたい。

四、「軌近の社會事業」第二章第二節には貧民の登録を取扱つて居ますが、その

目次左の如し

一、貧民登録の意義

二、貧民登録の効果

三、濫救の防遏

四、貧民登録所

五、貧民登録の急務

六、貧民登録の場所

五、公私救助の聯絡補充については「社會事業要領」第九章、第十章を併讀され
たし。

六、統合的救助に關しては「貧民政策の研究」第三編第一章、及び第五章を通讀
せられたし。

第十章 方面委員制度

紙數の制限上、方面委員制度については特別に著作した拙著があるから、こ
ゝには取扱項目に關する個所を指示するに止めたい。「方面委員制度指針」は方
面制度の本質分析に向けられ、第一編、方面委員制度の本質、第二編、方面委
員制度の設計、第三編、方面委員制度の運用となつて居る。「方面事業取扱方法」
は實際的活動に關する具體的指針となる要項を收めてゐる。「貧民政策の研究」
には方面委員制度に關し、統合論の立場より批判的に論述されてゐる。

方面委員制度は居宅救助の完全なる方法たりうるものであるが我國に於ては
既に五十餘府縣及都市にわたり方面制度が普及された。方面委員制度の救助方
法を理解するには、一方には個別的困窮を了解し、その特志者制との關係と、
その機能とを明かにし、他方には、集團的困窮を了解し、それと官公社會事業

こ、その機能とを明白ならしめなければならぬ。これについては、「社會事業概論」第二篇に精述して居るから、それに譲ることとする。その通俗なる略述は「社會事業要領」第十一章に載せられてゐる。なほ、それと、貧民事業との關係については、「貧民政策の研究」第一篇第一章に收められてゐる。

方面委員制度の本質は「方面委員制度指針」に於て取扱はれ、(一)方面委員制度は如何なるものなりや、(二)分散的貧民救助の意義と使命とは如何、(三)集中的貧民救助の意義と使命とは如何、(四)方面制度の綜合形體の意義如何、(五)地區制と地域制とは如何なるものなりや、(六)方面委員とは如何なるものなりや、(七)中央局とは何ぞ、(八)委員會と中央局との連絡は如何にすべきやを論じ、第二編に於ては、(一)準備委員の任用、(二)方面委員制度設置に適度なる都市及地方、(三)地區及地域の區分、(四)委員數、(五)委員の種別、(六)有給吏員、(七)方面委員會、(八)中央局の構成及取扱い、第三篇に於ては、(一)方面委員及地區の運用、(二)方面委員の

資格、(三)近隣關係による運用、(四)有給吏員の能率、(五)委員による運用、(六)中央局による運用を論じ、よつて以て、方面事業制度の全觀をつくして居る。

「方面事業取扱方法」に於ては、(一)貧民の取扱、(二)病者の取扱、(三)老衰者の取扱、(四)兒童の取扱、(五)失業者の取扱、(六)浮浪人の取扱、(七)矯風問題の取扱、(八)教化問題の取扱、(九)融和問題の取扱、(一〇)災害事業の取扱を述べてゐる。これ等の取扱事項は時と所とによつて異ふべく、目下、我國の方面事業は未だ嚴密なるそれ自身の範圍に限られず、非分業的となつて居るから、今に於て、方面事業はかくの如き綜合取扱を目的としなければならぬ。

方面委員制度の批判的研究については「貧民政策の研究」全卷の背景をもつて、その第三篇第五章以下を通讀されたい。

第十一章 貧困救護法

一 救護法の目的

救護法は單に動物生活又は生理生活をなさしむることを目的として居るのではない。これについては、救護法の目的限定が未だ曖昧であつて、充分洗練を経て居ないやうであるから、恐く該法立案者にも充分明かになつて居ないかも知れぬ。いづれにしても、救護法は單に最小限度の生活資料を供給することを目的とするものではなく、進歩せし主義によつたものであることは明かである。

救護法では獨立自助の能力ある國民をつくるを以てその目的とするものでなければならぬ。この義によつて、救護法では單に最小限の衣食を給する外、兒童の教育をも考慮に入れて居るやうである。先頃發表せられた救護法案では單に十三才以下の幼者を保護することになつて居るが、その保護の意義及範圍は未だ曖昧なるを免れない。但し、これ等のことに就ては何づれ施行細則によつて、補足せらるゝと想ふ。従つて、救護法の目的が福利國家の目的とすべき獨立自助の國民をつくることを目標とするものなりや充分明白でない。たゞ、それは兒童教育を考慮に入れ、妊産婦の保護にも及び、人口政策にも觸れて居り、第一次的には必要なる生活資料であるけれども、第二次的には獨立自助の國民造成を目的として居るやうに見える。

二 救護法の主體と客體

救護法はその救護範圍を左の如く定めてゐる。

- 一、六十五歳以上の老衰者
- 二、十三歳以下の幼者

三、妊産婦

四、不具廢疾、疾病、傷疾、その他精神又は身體の障礙に因り勞務を行ふに故障ある者

救護法の被救助者は不健全なる貧民 (unable-bodied poor) であつて、老衰、廢疾疾病に限つて居り、老年、疾病及廢疾についても漸次社會保險制度を確立し、それを擴張することにより救助を進める方針のやうである。そこで、健全なる貧民 (able-bodied poor) としての失業者及浮浪人等は救護法より除外されてゐる。

老衰者は六十五歳以上とし、幼者は十三歳以下とするが、その救助は如何なる程度と種類に於てせらるゝや未だ明かならず、いづれ施行細則に規定せらるゝだらうと思ふ。(これ等救助の程度及種類については法の施行にあたり細密に研究されなければならぬ)。妊産婦の保護は例の百萬人増加問題の後をうけて居

るから人口政策に關連する意を帶ばしめて居るのであらう。

救護の種類は(一)生活扶助、(二)醫療、(三)助産、(四)生業扶助である。これ等救護の範圍、程度及方法は勅令を以て定めらるゝことゝなつてゐる。

次に、救護法に於ては、救助の主體は原則として市町村となつて居る。これまで我國に於ける社會事業の現業とその經營主體とは自治體に基くものといふやうに考へられて居るから、これが基準になつて救護法の經營主體も決められて居るやうに見える。これは行政上の考慮を直ちに社會事業に移すもので、法律家の方寸であり、社會事業の經營について時に通用しないことゝもならう。

それに統合的救貧法なるものゝ基準によつて救護法をつくることゝなれば、分散機關と集中機關とを經營主體としなければならぬから、行政を行ふものと政策を行ふものとが統合する仕組みとなる。そして、機能に於ても、個別的のものゝ集團的のものゝが統合しなければならぬ。かくの如き形式にまで救護法

構成の基準が一進すれば、私の主張するが如き複合經營法を採らなければならぬから、救助主體も亦復合的なものとなつて現はれるであらう。

これについては「貧民政策の研究」に於て、精細分析闡明してをいたから、詳細はそれに就て見られたい。(第三編第四章)

三 居宅救助主義

前案にあつては、院外救助と院内救助とは何の界限も設けられずして併立して居たようであるが、成立するにいたりし法案では、「原則として居宅救護とし、その他事情に應じて、委託又は收容救護とす」とあつて、院外救助を基本とし、凡て院内救助を附隨とするものゝようである。

私の主張せんとする貧民救助方法は單なる院外救助にもあらず、また、單なる院内救助にもあらず、「院内救助によつて補足せられたる院外救助」(das System der offenen durch geschlossene Armenpflege ergänzten öffentlichen Armenpflege) である。

但し、「院内救助によつて補助されたる院外救助」にも二種あることを記憶しなければならぬ。私の主張する救助方法は個別化 (Individualisierung) と分散 (Decentralization) とに基く院外救助であつて、單なる院外救助 (outdoorrelief on dole Basis) ではない。若し、個別化と分散との機能を有たぬ單なる貧民救助法を施行するとすれば、それは最も悲惨にして、害毒顯著なる濫救となつて現はること、これまで、歐米諸國に行はれし亂雜無秩序なる院外救助の成績と同一ならんのみ。

そこで、「原則として居宅救護」といふことだけでは未だ如何なる種類の居宅救護なるや明かでない。それに、救護法と方面委員制との關係明かならず。この儘に推移すれば、國の施行する居宅救護を原則とする貧困救護法と、道府縣

及都市の施行する貧民救助と併び存して、重複たるが如き奇現象を呈し、未だ以て、我國の救貧法は整然たる體系をとり得ざるを表示するものゝように思はれる。そこで、救護法に於ては、更らに一步を進めて、方面委員制度の始末をしなければならぬ必要に逼られてゐる。私の主張するが如く、現行の方面委員制を大體國家的方面委員制として改修し、よつて以て、調査と個別化の機能を基礎とする院外救助に改むれば二重施設たる弊は忽ち除かれるわけである。若し、方面制度をその儘となし、救護法を發布せんか、恐らく、最も近きうちに、既に早や改正の必要を生ずるに違ひない。それに、單なる院外救助主義によることゝなれば、總額八百萬圓を以て貧民を濫造するなどゝいふ非難も逸早く現れてくるであらう。これまで、歐米諸國の實驗によつて示されて居るが如く、貧民救助なるものは實に困難なる事業であるから、容易に手を下だしがたき感があり、深く思ひ、體系の整然たることを期さなければならぬ。

かくて、救貧法案によつて依然として殘されて居るものは、第一、如何なる種類のものとして「原則的な居宅救護」を構成するのであるか、第二、現行の方面委員制度を如何に始末せんとするかといふ二問題である。

四 救護法と養老院

無論、養老院と養老院主義とは同一ではない。院内救助によつて補足さるゝ院外救助は無論養老院の設置には反對しないが養老院主義には斷乎として反對する。

實を言へば、養老院などゝいふ集團的救助の遺物は一掃して廢絶に歸せしめなければならぬのである。たゞ、何としても、院舎救助を要するものあるにいたり、補足たる意義によつて、わづかにその存在を容認するのみ。そこで、今後貧困救護法實施の曉に於ても、養老院は極度に削除する方針を採らなければ

ならぬ。院外及院内救助併立を主義とすれば必ず養老院の濫設となつて現はれるであらう。それでなくとも、救護法が実施されるれば、恐らく、養老院はその補償を受くることによつて陸續増設さるゝに違ひない。それは不知不識養老院をつくる誘惑にかかるべく、その濫設となつて現はれて來るは明白である。國庫より創設費を支給するとすれば、無論、それは院外救助に向ふけれども、又院内救助にも向ひ、その結果、養老院、育兒院などの激増となつて現はれてくるであらう。

そこで、最少限度を主義として養老院を設置する方針をとらなくてはならぬ。それも、なるべく院外救助と同一の結果を收めうるものたる小養老院若くは小舎分舎制として施設せらるゝよう畫策するところがなくてはならぬ。救貧法の發布によつて、養老院の洪水となるやうでは困るが、それが急に増加する傾向を生み出すことは避けることができないであらう。よつて、今より誠慎して養老院の設置を極度に削減する方針をとつて進まなくてはならぬ。

五 救護法と救助の條件

救護法に於ける救助の條件としては「救護を受くるものは、救護開始の時、同一市町村に一年以上引續き居住するものなる時は救護に要する費用はその居住市町村の負擔とす」と規定してゐる。

救助の條件としては出生地 (Geburtsort) か、居住地 (Aufenthaltort) かでなければならぬ。救護法では居住期間は一年以上となつて居るが、かくの如き期間は全然指定しない方が宜い。一年以上居住を條件とすれば常時居住 (gewöhnlichen Aufenthaltes) を主義とするものであるが、如何なる期間居住すれば常時居住となるか。それが一年以上とするのが妥當であるか、何等適確の客觀的標準といふやうなものはない。救護法の立案者は何故一年以上といふやうな期間

を指定したのであるか明かでない。それを一年半としては何うか、乃至、二年としてはどうか、かくの如き期間に關しては、恐らく何等適確な答辯をなす事が能きぬであらう。そのやうな期限は畢竟主觀的なものであり、俗に謂ふ目のこであるから、何等客觀的な標準なるものを設定することはできぬであらう。常時居住とは日常生活をする所であつて住家があるといふ意味にもならう。併し、それは再び生活關係の中心を意味し、生活を營んでゐる所といふ義にもならう。然るに、生活の中心なるものは單純に期間によつて定めることのできるものではない。たとへ某地に永く居住するとするも、その者に對しては他の短き居住地の方が却つて生活關係の中心であるかも知れない。それに、住家が有る無しによつて救助地を定めることもできない。例へば、浮浪人のやうな宿無の場合、住家の有無によつて救助地を定むることになると一切救助地を設定することが能きないこととなる。そこで、これに對しては事實上の居住地 (tatsäch-

lichlicher Aufenthalt) を標準となし、單に夜越しをしたといふやうなものでも、その事實によつて救助地を定めなければならぬこととなる。

かくて、期間を以て救助地を定める考案は凡て失敗に終はらざるをえぬ。よつて、救助の條件としては居住期間なるものは取り除かなくてはならぬこととなる。然らば救護法が一年以上の居住を以て救助地を決定するは決して妥當なことであるとは考へられないであらう。救助の條件としては居住期間の如何に拘はらず、事實として居住せし所を以て救助地となすべきである。

六 救護法と方面委員制度との關係

救貧法に於て方面委員制度を如何に處分せんとするか、今のところ充分明白でない。たゞ單に既に施行せられて居るもので、ごことなく、これを利用することにする方がよいと言ふような俗見によつて、これを救貧法に關係せしむる

といふようなものであつて欲しくない。方面制度の救貧法に於ける位置如何は院内救助と院外救助との本質的な理解によつて決めらるべきものである。それ故、両者が本質の邊に於て接合しない限り、漫然、方面委員制度が救貧法の中へ入り込んだり若しくは他人くさく何等か關係するといふような馬鹿げたことになる。

私は院外救助主義を基本として濫救を根本的に除去せんとする方針をとつてゐる。よつて、方面委員制度を國家的なものとして編成し、これを救貧法自體の院外救助として組織することを主張したい。尤も、今日我國に現行さるゝ方面委員制度なるものは地方別のもので、救貧法に所謂院外救助なるものではない。よつて、このヴァラエチイや地方色は保存するとしても、これを統一して國家的なものに改鑄しなければならぬ。その上、現行の方面委員制度は多く亂雜無秩序なもので（原則によつて計畫實施したものは寧ろ少いから）、響感を禁

じ得ざる底のものであるから、これをその儘採用せよといふような提議は試みない。その他の社會事業もこの通りであると云ふか知らぬが、國家の組織體内に組み入れられやうとするものは、かくの如き亂抗の如きものであつてはならない。我國方面委員制度については、漸次具體的な分析や論評によつて、その現状を提示するであらうが（我國社會事業には科學的な評論が凡て缺けてゐる）隨分亂雜無秩序なものといふことは既に識者の普く認めるところである。かくの如き亂雜な方面制度をそのまま國家的方面制度として採用すべしといふやうな提議をするのではない。それに、我國の方面制度は多く獨逸の如き都市本位のもの模倣して居るやうだから、我國のものは救護法の組織に照應して根本的に改鑄を施し、たゞその精神だけを残し、その形體は全然捨て去らなければならぬ。併し、院外救助を基本と見て救護法を組織すれば、實は現行の方面制度を基本として法を組織して居るやうなものである。救貧法に於て所謂院内救

助と共に院外救助を並せ認むるといふことは方面制度のやうな院外救助形式を認めるといふ事にならうが(院外救助の一仲間として)救貧法に於て院外救助機關として方面委員制度を如何に處置せんとするのであるか不明である。併し、この場合、方面委員制度以外の院外救助組織は必要でないし、更らに、方面委員制度以上のものをこれに期待することもできぬ。よつて、院内救助に對する院外救助は竟に方面制度に歸着しなければならぬことゝならう。

果して然らば、方面委員制度を如何なるものとして改鑄せんとするか、當面の問題とならう。救貧法では、救助のため必要に應じて方面委員制度を設置することゝなつて居るように見えるが、然らば救貧法に所謂院外救助とは何を意味するのであるか。また、それは如何なる關係を方面委員制度に有するのであるか。そもく、救貧法に於ける方面委員制度の位置如何。これ等の關係を決定するには其の基本法則を回顧しなければならぬであらう。

方面委員制度の府縣によつて大都市に設置するものにおいて、都市に移管の問題が遠からず生ずるであらうことを茲には單に指摘してをくに止める。

第十二章 統合的貧民事業

歐米に行はるゝ救貧法は何づれも院内救助であるか、院外救助であるかであつて、未だ私の謂ふ統合的救貧組織に到達して居るものはない。それでも、エルバアフェルド法の如く個別的機能を表示するものとしての特志家と、集中的機能を表示するものとしての中央局と、この兩者を併合するところの救貧組織は自づから統合貧民事業となつて現はれて居るのである。(この事については「貧民政策の研究」を見られたい) エ法などに於ける個別的機能と集團的機能との合流は併合によつて兩者の機能を補充するとする思想であり、この補充による機關をつくることによつて、一は個別的でありながら集團的たることができ、他は集團的でありながら個別的たるをうるのである。但し、個別的機能と集團的機能とは併立より併合に轉するだけでは未だ足りない。それは本質の邊に於

て一なるものとして統合されなければならぬ。個別的機能も集團的機能も本質として(男女の如く)始めより相補充し相提携すべきものである。兩種の機能は併合されるのではなく、統合さるべきものであつて、二にして一なるものとして存しなければならぬ。併合は二の要素が二となつて存在して居る姿であるが、統合は二の要素が一なるものとして存在する姿である。

私は形態を縦斷形態と横斷形態とに分つが、縦斷的形態は左の如くである。

(形態論については「貧民政策の研究」第一篇を見られたい)

一、體驗形態

個別形態

二、個人形態

三、集團形態

四、統合形態

この四形態は論理的區分であると共に又發生史的區分でもある。體驗形態よ

り個人形態を發生し、それが集團的となり。最後にそれが統合的となるのである。それ故、統合形態は發生史的に一なるものとして存在するにいたりしもので、個別形態と集團形態とが便宜に従つて結合するにいたりしものではない。エ法では、救助遂行上利便ありとして分散的機能と集團的機能とが結合するにいたつたのであるが、私の學論では始めより結合して存在するものとしての一如的形態をとり、これによつて統合的貧民事業を創始せんとするのである。エ法では、二として別々に存在せしものを併合する形ちであり、私の學論による統合的貧民事業は一として在る統合形態を貧民事業に適用し、これよつて救貧組織を制定せんとするのである。これ即ち、本質統合社會事業として成立する主義をとるものであつて、偶然組織構成上利便ありとしてエ法の如く二の機能を結合統一せしものではない。

貧困救護法は將來統合的基準によつて改修されなければならぬ。歐米の救貧

法も亦竟に普く統合的救貧法たらなければならぬと思ふのである。茲に私の「貧民政策の研究」によつて基礎づけたる學論の開展があるであらう。

一、「社會事業形態論」については「貧民政策の研究」二八—三九頁を通讀された。い。こゝに載せられたる形態の區分は「社會事業概論」の第二編「社會事業の形態」には未完成となつて残つて居り、形態の區分もなかつたものであります。

二、「貧民政策の研究」第三編第五章には方面委員制度の統合的職分を論じ、第六章には統合論によつて現行救貧制度を批評し、第七章には統合組織と個別化主義との關係を論じてゐるのであります。

三、「貧民政策の研究」第三篇、第八章に於ては將來の救貧制度は統合組織によるものたるを結論し、これを以て最高の救貧組織たることを主張して居るのであります。

第十三章 貧民事業の現業と學論

一 貧民事業の學論

貧民事業にも學論がその基礎をなさなければならぬ。學論なく原理なき貧民事業は所謂根なし草であり、浮動して固着するところがない。本書は通俗的なものであるから、専門的論述は省略しなければならぬが、本書に於ても、貧民事業の基礎の一端にふれ（専門的素養のない人々は本章の通讀を省略して下さい）もつて、貧民事業學論の開展の跡を探ると共に、それは又一層進んで社會事業の原理論にいたらなければならぬ所以を示さうと思ふ。こゝよりのみ、貧民事業の専門的探究が開始される。

私の學論に通せられんとする人々は「社會事業概論」、「社會事業とは何ぞ」

及び「貧民政策の研究」を通讀していただきたい。

私の社會事業研究は一と先づ「社會事業概論」に於て學としての一般的形貌を與へ、研究の方針をも一と通り示すことが能きたやうに思ふが、近時「貧民政策の研究」に於て、更らに、「概論」より一步を進め、個人的形態による歴史社會事業と集團的形態による概念社會事業とに關する見解をも纏めて發表することができた。「貧民政策の研究」は一には貧民論であるが、それは又私の社會事業學論と見ることが出来るものである。

「貧民政策の研究」に於ては、一切の救助はその機能によつて定めらるべきものとなし、形態論に従つて、救助を個別的救助と集團的救助とに二分した。次に個別的救助は純一なるものではないから、それは形態論的見解によつて、(a) 體験的救助方法、(b) 個人的救助方法に二分されるものとなした。體験的救助方法は「全一」の見地より、個人的救助方法は「無限の結合」の見地より救助を進む

るものと見る。終りに、個人的救助と集團的救助とを形態論的觀念によつて結合し、兩者の缺けたる機能を補充するものとして、統合的救助法なるものを設定した。個別的救助には量の界限があり、集團的救助には質の界限がある（貧民政策の研究」第一編第三章五節、第四章四節を参照せられたい）兩者にまつわる二種の界限を補充し超越するものを統合形態と見る。統合的救助の方法はかくの如き觀念によつて設定せられた。そこで、「貧民政策」では、救助方法は、(一)體驗的救助方法、(二)個人的救助方法、(三)集團的救助方法、(四)統合的救助方法に四分された。

この救助方法論の根底をなすものは何であるか。私の學論では、社會事業學的現象は第一歴史的なものとする。次に、それは定型的なものとして取扱ふ。社會事業現象には自然科学に於けるが如き普遍的因果必然性を設定することは困難であるから、それは先づ個性に終始する歴史科學でなければならぬとする。

個性や偶然や變化や創造を對象とする社會事業學は自然科学の如く普遍的知識を求むることは多くの場合できない。すなはち、例外を許さないやうな普遍的な社會事業知識といふものは少ないであらう。これに應じて、私は歴史社會事業なる一部門を設ける。この部門の社會事業は無限の結合であり、全一であつて、生命そのものを對象とする。生命は分斷や分解や分析をいれないもので、不可分なものであり、従つて、抽象化することも概念化することもできぬものである。それは感得し、直觀し、體驗するだけである。

歴史的社會事業として、私は體驗社會事業と個人的社會事業とを設定してゐる。體驗社會事業は全一を對象とするものである。體驗社會事業と生命社會事業とは略一身同體であり、それは又、心情的なるが故に、知的社會事業たる概念社會事業に對して心情社會事業と呼ばれる。

私は先づ社會事業を歴史的なものとして研究したいと思ふ。この故に歴史社

會事業としての體驗社會事業は自分の學論にとつては重要なるものである。「貧民政策」に於ては、歴史社會事業として救助の觀念を分析し、第一章、第二節を「歴史的救助」となし、「人間より人間への救助」を論じ、第四章「貧民救助思想の進化」に於ては「體驗的全一」を最初のものとなし、「概念的全一」を最後のものとして、始より終りまで體驗によつて一貫し、歴史的觀念の重要なる所以を示して居る。私の設定せし統合社會事業や、「貧民政策」に示してゐる「統合的救助方法」なるものは「個別的」と「概念的」との統合したるものではあるが、自分の學論の特徴として、個別的意義が基本をなす。これによつて、統合形態を通じて概念社會事業を歴史社會事業に轉化する用意が窺はれるであらう。

私の學論では、普遍必然性とか、普遍的知識とか、例外を許さないものとか、必然的とかといふやうなものは副次的なもので、社會現象の繼起、共存の蓋然性や可能性、更らに、個性、變化、偶然、創造といふやうなものが大切となつ

てゐる。これ等の關係を通じて生命へ肉薄することによつて、生けるものとして、ありのまゝのものとしての本源状態と本源的困窮若くは本源的福祉を露出する方針である。そこで、「貧民政策」の構造を見れば、先づ、個別的救助を機能と解し、集團的救助を形態と解することにより、集團形態の姿を沒せしめ、獨り個別形態を残して、統合的救貧論を組織し、これによつて、統合的救貧制度を設定してゐる。「貧民政策」の構造は全く統合的救貧制度がその中心をなし、それが根幹をなす。貧民法制を集中的強制的法制と分散的任意的法制とに區分し、これを論評するに歴史的社會事業觀念をいれ、集中的強制的法制を従とし、分散的任意的法制を主とする次第は、矢張り貧民法制を歴史的方法によつて取扱ふことを表示する。それに、副次的なるものとしての強制的貧民事業 (Zwangsgesamtenpflege) に任意的貧民事業 (Freier Armenpflege) を主體として統合する主義をとり、統合貧民法制論を行ふ邊なども亦歴史的方法がその背景をなすも

のと見られる。政策 (policy) と行政 (Administration) との組合せ、エルバアフェルド法及ストラスブルヒ法に於ける中央局と委員及委員會との組合せ、マツサチユウセツト州の集中的貧民政策と分散的貧民行政との組合せ等を取扱つてゐるが、私はこれを例證として、自分の統合救貧組織論を確定する方針をとつた。この邊も亦歴史的方法が重要な役割をなすと見られる。私は經營論に於ては單獨經營論に對して復合經營論を主張して居るが、これ又、概念社會事業と歴史社會事業との關係を取扱ひ、集團的にてありながら個別的意義を體現すべき經營方法に對し注意の集中することを示す。混合形態による經營方法論も亦かくの如く歴史の意義を表現させんとする用意によるものであり、郡單位論も亦具體的な如實な歴史社會事業に近きものとして運營せんことを欲する思想がその背後をなすであらう。更らに、特志家本位主義なるものは明かに個別本位主義によるものであり、歴史的方法を鮮かに表現するのである。

「貧民政策の研究」第一編の政策原理論は個別的歴史的貧民論と集團的概念的貧民論とを併立して、その意義、機能を明かにし、更らに歴史的貧民論を基本とし、概念的貧民論を從屬として構成し、更らに、第五章にいたり、統合的貧民論(歴史的概念的貧民論)を設定し、これによつて量と質との界限を超越し、概念社會事業の形貌を有ちながら、實質としては歴史的社會事業たるべきことを期した。

第二編は歐米貧民法制の比較論究であるが、これに對しても、比較的に歴史的貧民法制たるに近き獨逸、瑞西、丁抹の貧民法制を分析闡明し、他方、比較的に概念的貧民法制に近き英國並に米國貧民法制を吟味し、もつて、兩者の特徴を明かにし、歐米貧民法制の研究に於て、それが如何なる方向を指示するやを探求し、かくて、歴史的貧民論を基本とすべき結論に達した。第二編の分析に於ては、世界の貧民法制が歴史的貧民法制を指して進みつゝある所以を暗示

することができたと思ふ。

第三編に於ては、一章より八章にいたるまで、悉く歴史的社會事業としての貧民論を基本とし、これに概念的普遍的必然性に終始する貧民研究方法を附隨せしめた。第一章に於ては個別形態より集團形態にいたり、統合形態に達すべき各機能を分析して、救貧制度の構造を明かにし、第二章に於ては、行政と政策との組合せを論じ、歴史的救貧主義、特志家本位主義及統合救貧組織論を設定した。第三章にいたり、院外救助主義を述べ、これによつて、歴史的社會事業として救貧法制を制定すべきものなることを明かにし、第四章經營論に於ては、総合的經營組織、郡本位等を論じて、經營を歴史的觀念によるものたらしめんとした。第五章に於ては、方面委員制度を分解説明し、その含む機能を明かにし、その歴史的方法を基本とするものなるを示し、これは更らに統合救貧組織にいたり、一段の進歩をなすものたる所以を示した。第六章現行救貧制

度の批判に於ても、歴史的方法を背景とし、人間本位の救貧組織に照應して、その缺陷を露出し、その向ふところを示すことができた。第七、第八章に於ては、現在及將來の救貧制度は歴史的のもの、更らに、統合的のものでなければならぬことを結論した。

これによつて、「貧民政策の研究」一卷は社會事業學論の基礎に於て著作されたものであることが分り、更らに、その基調として歴史的社會事業が重要な役割をして居ることが看取せられる。

體驗社會事業や生命社會事業より一步を進むるに於て、私は社會事業を定型によつて取扱ひ、これを定型科學として設定してゐる。

社會事業に於ては、自然科學の如く普遍的因果必然性を究明することはできず、嚴密に普遍的でも、また、個性的でもなく、一般的可能性に立脚する定型科學としてそれを設定すべきである。併しながら、それは自然科學の因果關係

に終始するに對し、志向的關係を究明するものと解するに於ては、自然科学な普遍的知識ではないが、矢張り一種の普遍知識として普遍化科學たるを得ることができらざらう。

かくて、社會事業學は歴史科學であると共に、それは又普遍化科學たりうるものである。

二 社會事業學論

「社會事業概論」に於ても、その基調をなすものは歴史的觀念であり、歴史的な方法である。第一篇第三章以下第六章にいたるまで、社會事業、社會政策、社會事業政策、慈善事業等の本質を分析闡明し、これ等の間に分界を限定して居るが、これ等の背後には歴史的觀念が控へてゐる。概念社會事業の「全體」、社會政策の「階級」を集團事業として高く標價せず、これに對し、慈善事業を無限

の結合として、最高の形式にあらずとするも、社會政策や社會事業よりも高級の形式とするところのものは、何づれも歴史社會事業觀念を背後に置くものである。「貧民全體」とか「労働者全體」とかといふ集團事業は客觀的窮狀を對象とするもので、人間的な救助方法でないとして取扱ふ所以のものは、それは歴史的でないからである。社會事業は法的規範と自由なる愛とを結合する形式であるとして、先づ、社會事業を社會政策より區別し、社會事業を人間的救助形式たらしめんとする所以のものは、それを歴史的なものに轉化せんとする用意からくる。社會事業は客觀的なるものであり、全體救助を對象とするが、これと共に個人的意義をいれる（「社會事業概論」三三三頁）といふところのものは、個人的意義に重きを置き、これを歴史的なものに近接せしめんとする主義によるものである。社會政策の救助形式を低く標準するところのものも又こゝからくる。慈善事業を分析するにあたり、(a)個人と集團、(b)具象と抽象、(c)主觀と客觀、

(d) 組織的と非組織的となし、客觀に對し主觀を重しとし、抽象に對し具象、集團に對し個人を重んじ、更らに、非組織さへも見方によつては單なる能率と効果に優る所以を述べて居る所以のものは、個別的意義を基本となし、歴史的方法によつて居ることを暗示するであらう。かくの如く、「社會事業概論」の研究方針は第一編に於て明かに歴史社會事業若くは定型社會事業を基本として取扱つて居ることが分る。私の社會事業概念論はこの意義に基き、これまで提出せられし歐米諸學者の概念論に對する最も深き不信認の表白である（「概論」第一編第一、第二章）

かくの如き歴史社會事業本位主義に基き、第貳編にいたつては、斷乎として一切を歴史的なものに還元せんとした。そこで、第四章に於ては、個人的困窮と集團的困窮との關係を分析し、個人的救助の先優を示し、集團的困窮の個人的困窮への還元を主張して居る。第五章に於ては、個人的困窮を以て無限の結

合となし、この結合形式の尙不完全であつて、一步を進めざるべからざる所以を論じ、個人的困窮と根源的困窮（體驗的困窮）との關係に分析を加へ、竟に、個人的困窮を生命としての根源的困窮へ還元した。第貳編第一章「個人的困窮と集團的困窮」、第二章「概念社會事業と體驗社會事業」第三章「慈善事業と體驗社會事業」は何づれも還元論に達する豫備的研究である。

私の社會事業形態論はその後一層精練せられて、「社會學雜誌」（第五一—五四號）の拙文「社會事業形態の研究」となつて現はれてゐる。この形態論は今のところ自分の提出しうる最近のものである。これによつて、私は「社會事業概論」には現はれざりし統合社會事業を論究することができた。それは矢張り歴史社會事業が基本をなして居るのであるけれども、その上、概念社會事業との關係を取扱ひ、これを個別化した上で、統合社會事業として個別的意義をいれるものとして設定した。

三 學としての社會事業

自分の學論は次から次へと努力を加へて進んでゐる。併し、研究が多角となり、論旨が紛糾して來るから、到底、一舉にこれを整理することは出來ないやうに思ふ。自分の思想の進轉や變化は自分ながら始末に困惑するものであり、それに、不明なものや、疑念が次から次へと紛生し底止するところを知らない。それ故、到底、今年中に公刊する公約である「社會事業學原理」を思ふまゝに整理することは不可能に思はれる。併し、私の研究題目は繁多となりつゝあるから、いつまでも、「原理」の公刊を躊躇することは許されないように思はれる。そこで、仕方がないから十年後といふようなことを期するよりも、取り敢へず、能きだけの整理を加へて、矢張り「原理」は今年中に公刊するやうに盡力して見たいと思つてゐる。この「原理」に收めらるゝところのものは、初めて學とし

ての社會事業の全觀であるから、それは斷片的であることはできず、渾身の努力を要する一大事業である。自分がこの困難なる事業を遂行することが能きるかどうかわからない。あらゆる困難と戦ひ、學究としての當然の任務を果したいと思ふ。私の微少なる學的努力に對しては世の支持と聲援とを得なければならぬことを痛感する。

大體、これによつて、自分の研究方針の荒筋を明かにしたと思ふが、もとより難澁な未開の領野であるから、自分は今正に困惑の極に陥つて居る。私の「社會事業學原理」はこの困惑の生み兒として生み出されるもので、いつまで困惑がつづくか、はてしなき旅路にさすらう自分ではある。

參 考 文 籍

一、「貧民政策の研究」

二、「社會事業概論」

貧民事業要領

三、「社會事業とは何ぞ」

四、「社會事業要領」

昭和四年八月五日印刷

昭和四年八月十日發行

貧民事業要領 (普及版)

定價金五拾錢



著者 海野幸徳

發行者 須磨勘兵衛

印刷者 須磨勘兵衛

内外出版印刷株式會社代表者

京都市下京區北小路通新町西入

京都市下京區北小路通新町西入

發行所

發賣所

京都市下京區西洞院七條南
一丁目一
番
振替口座大阪三九三
東京日本橋區本銀町三
丁目
番
振替東京二八〇
大阪西區阿波堀通四
丁目
番
振替大阪四三番

内外出版印刷株式會社

寶文館

刷印社會式株刷印版出外内

入南條七院洞西市都京

江湖に近刊豫告の喜びをわかつ
海野幸徳著

社會事業學原理

—新科學の誕生近きにあり—

海野幸徳氏が數年來其公刊を江湖に公約して未だ果たさざりし畢生の
大著「社會事業學原理」は愈々今秋公刊せられ、讀者諸氏の机上に提供せ
られんとす。素より、一新科學を創設する力作であり、學として社會事
業を確立せんとする世界的大著である。

乞ふ、今秋をまたれよ!! 今秋をまたれよ!!!

増補改訂版發行

第三版

社會事業概論

定價貳圓六拾錢

送料貳拾七錢

江湖より空前の歡迎を受けし本書は賣切となりしため、増補改訂し、
全く新裝をつけ、第三版を今回發行す!!

海野幸徳著
新刊

社會事業とは何ぞ

菊版一七〇頁
定價壹圓五拾錢
送料拾八錢

- 第一章 社會事業の本質
- 第二章 英米の社會事業概念限定
- 第三章 社會事業概念と慈善事業概念
- 第四章 社會政策概念と社會事業概念
- 第五章 社會事業の形態
- 第六章 貧民事業と統合社會事業

歐米諸學者の等しく難澁不可解なる謎とする難問題「社會事業とは何
ぞ」に最後の決定を與へたる世界最高の權威ある文獻である。今や歐米
の文獻は該問題解決にあたり典據たることは能きず、我國産によつて一
大光明を與へられんとする機運となつた。江湖の擧つて一讀その然るを
認めらるゝことを乞ふ。

海野幸徳著 (既に三版發行)

新刊 貧民政策の研究

(作力) 菊判五〇〇頁
定價金貳圓八拾錢
送料貳拾七錢

第一編 貧民政策の原理	第一章 貧民救済の方法	第三章 貧民救済の組織	第五章 貧民救済の制度
第二章 貧民救済の目的	第二章 貧民救済の形態	第二章 貧民救済の機能	第二章 貧民救済の分業
第三章 貧民救済の手段	第三章 貧民救済の形態	第三章 貧民救済の本位主義	第三章 貧民救済の統一的職分
第四章 貧民救済の法則	第四章 貧民救済の形態	第四章 貧民救済の個別主義	
第五章 貧民救済の法則	第五章 貧民救済の形態	第五章 貧民救済の個別主義	
第六章 貧民救済の法則	第六章 貧民救済の形態	第六章 貧民救済の個別主義	
第七章 貧民救済の法則	第七章 貧民救済の形態	第七章 貧民救済の個別主義	
第八章 貧民救済の法則	第八章 貧民救済の形態	第八章 貧民救済の個別主義	
第九章 貧民救済の法則	第九章 貧民救済の形態	第九章 貧民救済の個別主義	

本書は救貧法制度及一般貧民政策の先案内である。市町村及その關係者は貧困救済法適用のために、社會事業家は斯業運用のたに、教育及宗教家は教育及教化資料として、社會研究家は、各一本を研究のたに、政治家及民衆は直接國家の福利増進のために、各一本を備へられよ。

海野幸徳著 三版

社會事業概論

(作力) 菊判三五〇頁
洋裝美本
定價貳圓六拾錢
送料貳拾七錢

第一編 社會事業の本質	第一章 社會事業の概念	第三章 社會事業の分類
第二章 社會事業の概念	第二章 社會事業の概念	第二章 社會事業の分類
第三章 社會事業の概念	第三章 社會事業の概念	第三章 社會事業の分類
第四章 社會事業の概念	第四章 社會事業の概念	第四章 社會事業の分類
第五章 社會事業の概念	第五章 社會事業の概念	第五章 社會事業の分類
第六章 社會事業の概念	第六章 社會事業の概念	第六章 社會事業の分類
第七章 社會事業の概念	第七章 社會事業の概念	第七章 社會事業の分類
第八章 社會事業の概念	第八章 社會事業の概念	第八章 社會事業の分類
第九章 社會事業の概念	第九章 社會事業の概念	第九章 社會事業の分類

我國社會事業界及社會學界に於て權威あり信頼すべき社會事業教科書を得んとする事久し、然れどその研究の難澁なると未だ學的形體の透見し得ざるとにより内外學者の等しく難しとして該要求に應じ能はざりし處、今回、社會事業研究を以て名聲内外に鳴る海野幸徳教授によつて初めて此の難事業の完成を見、茲に本書の出現となり斯界多年の渴望は遂に醫さるゝに至つた。本書は公刊半歳ならざるに世界的代表著作たる聲譽を得たる雄篇である。

海野幸徳著 三版

輓近の社會事業

(用家業現)

菊版五百頁
背皮美裝
定價金四圓五拾錢
送料金貳拾七錢

第一章	我國の社會事業
第二章	貧民の社會政策
第三章	宗教の社會政策
第四章	社會事業の分權主義
第五章	社會事業の教育資格
第六章	社會事業補助金の是非
第七章	社會事業補助金の是非
第八章	市場政策

第九章	方面委員制度
第十章	融和事業
第十一章	勞動宿泊所の經營
第十二章	公設浴場の運用
第十三章	免囚保護政策
第十四章	優生學的社會政策
第十五章	社會政策

我國社會事業學の權成者としての海野教授は我國に社會事業文籍の缺乏を憂ひ、これを完成するため、心血を瀧ぐ決心を固め、陸續社會事業文籍を出版することゝなつたが、其先鋒として現はれたものが本書である。本書は現今隆盛を極めつゝある社會事業の各部門を取扱ひ、かつ、これに明快親切なる解釋と批判とを施したもので恰も斯學文獻の缺乏せる今日、暗夜に燈火を得たるが如きものである。官公私の社會事業家は勿論、社會政策家、行政家、教育家及社會改良に志ある人志必讀の著作たるべし。

海野幸徳著 (既に三版發行)

新刊 社會事業要領

四六判百六十頁
定價上製七拾錢
並製五拾錢
送料四錢

通俗・正確・安價

- 一、社會事業の定義
- 二、慈善事業
- 三、社會政策
- 四、心情社會事業
- 五、宗教的社會事業
- 六、官公社會事業
- 七、私的社會事業

- 八、公私社會事業の補充
- 九、社會事業の連絡及統一
- 一〇、社會事業の經營及方針
- 一一、困窮と救助方法
- 一二、社會事業家
- 一三、「社會事業概論」の比較

社會事業研究に一期を劃し、本邦に社會事業を初めて學的に組織構成したる「社會事業概論」の釋義として著作し、通俗・正確・安價を目標としたものであります。これによつて、著者の學論を平易化せよといふ讀者の要望を充たしたものであります。大衆・現業家・講習員の普く使用せられんことを望む。方面委員諸氏は社會事業の基礎知識をうるため必ず一讀せられよ。

海野幸徳著 (既に三版に着手す)

農村社會事業指針

四六判一〇〇頁
定價上製六拾錢
並製四拾錢
送料 四錢

- 一、農村社會事業の定義
- 二、農村社會事業の目的
- 三、農村社會事業の救助法
- 四、農村社會事業の經營法
- 五、農村社會事業の連絡統一
- 六、農村社會事業の指導者
- 七、農村社會事業の方案
- 八、一般農村社會事業
- 九、農村保健社會事業
- 一〇、農村兒童社會事業
- 一一、農村教育社會事業
- 一二、農村經濟社會事業

都市社會事業は回轉して農村に社會事業を擴張する時期となり、茲に道府縣及町村に於ける活潑なる農村社會事業の企畫と實施となつた。然るに、農村社會事業は未だ暗黒に鎖されその正體明かならず、企畫するものも實施するものも目下困惑の状態にあり。これに應じて本書は指針たることを期して現はれ出でた。

府縣及町村當事者の相談相手として、農村社會事業關係者及特志家の指針として普く農村及農民に寄與す。

海野幸徳著 八版

方面委員制度指針

(用家業現)

四六版百十頁
定價上製七拾錢
並製五拾錢
送料 四錢

(方面教科書)

海野幸徳著 七版

方面事業取扱方法

(用家業現)

四六判百十頁
定價上製六拾錢
並製四拾錢
送料 四錢

「方面委員制度指針」は「方面教科書」として提供せしが、方面委員及社會事業家の絶對稱賛と支持とを受け目下方面委員のみにも其全數一萬二千人の約半數に對し座右の友たるに至つた。「方面事業取扱方法」は方面委員諸氏の實際的活動にあたり、現はれ來るべき各種社會事件の取扱方法を解説し、實際活動に對し道案内たることを期するものである。

海野幸徳著 四版

児童保護問題

(用家業現)

四六版二百五十頁
バヒリン美装
定価金壹圓貳拾錢
送料金拾八錢

近時、頻りに論議に上る児童保護の諸問題を取扱つたもので、児童興味を中心時代に缺乏せるこの種文籍として供給せられたものである。家庭、學校及び社會改良界無二の好参考書たるべし。

- (一) 児童保護
- (二) 児童の死亡率
- (三) 児童の愛護
- (四) 乳兒院
- (五) 牛乳の公營
- (六) 託兒所
- (七) 學童預り所
- (八) 育兒院
- (九) 児童保育相談所
- (一〇) 児童中央相談局
- (一一) 林間學校
- (一二) 不良兒の處分
- (一三) 不良兒と矯正院
- (一四) 少年裁判所及保護司制度
- (一五) 白痴及低能者の勞働殖民事業
- (一六) 児童不就學の原因
- (一七) 児童と活動寫真
- (一八) 児童と性教育
- (一九) 児童と生活改善。

海野幸徳著 三版

學校と活動寫真

四六版二百四十頁
バヒリン美装
定価金壹圓貳拾錢
送料金拾八錢

- 第一章 活動寫真と學童
- 第二章 活動寫真の教授法としての價值
- 第三章 娛樂の本質と社會化
- 第四章 活動寫真教授及方法
- 第五章 學校用映畫
- 第六章 教育映畫の效果

▼學校に活動寫真教授を導入し、教授法の根本的改革、教科書の撤廢學校構造の變改等教育上の革命を齎すべき諸問題を論議す……。

現代の青年運動

海野幸徳著 三版

四六版二百六十頁
パピリン美装
定價金壹圓五拾錢
送料金拾八錢

- 第一章 晩近の青年運動
- 第二章 歐米青年事業の眞髓
- 第三章 歐米青年運動の特徴
- 第四章 我國青年事業の眞髓

- 第五章 青年事業の主義及理想
- 第六章 青年事業の集權と分權
- 第七章 青年の心理及青春期

▲青年愛に燃える著者は歐米の青年運動と我國のそれとを比較詳論し我國青年運動の本質及改善に對し多大の光明を投げ以て全國青年諸君に訴へその奮起を促せるもの。

海野幸徳著 四版

現代人の戀愛思想

四六版四百頁
パピリン美装
定價貳圓五拾錢
送料拾九錢

- 第一章 現代人の亂行
- 第二章 現代人の性慾及戀愛觀
- 第三章 エレン・カイ女史の自由戀愛觀
- 第四章 戀愛と結婚との一致の要求
- 第五章 一夫一婦の倫理

- 第六章 兒童の基本的權利
- 第七章 戀愛至上の原理と批判
- 第八章 青年と道德及宗教
- 第九章 性慾教育

近時、頻出する性的錯倒は現代人の性意識の分析により初めて其真相を明にす。本書は大野、有島、武者小路事件を分解批判し歐米の現代戀愛思想を組織的に討究し、現代人生活の基調をなす性意識を如實に深刻に縦横披開闡明す。著者は學問の利刀と道德家の態度とを以て組織的に現代人の戀愛思想を研究し、我國最初の戀愛學として本書を性病理に惱める現代に寄與す。近時、世人を驚異せしめし著名人士の性的錯倒の真相も茲に至り初めて明也。

目的

社會事業の學理研究及び學理を基礎として本邦各種社會改良事業を技術化するを目的とす。

取扱事項

- 一、官公私社會事業の立案計畫及調査
 - 二、工場及會社商店福利増進事業の立案計畫及調査
 - 三、労働者及商店員會社員の教育及監督等人事に關する事項
 - 四、官公團體、工場會社及商店等前上の事務に關する顧問及囑託に應ず
 - 五、講演(社會事業、社會問題、福利増進等)
- △我國に於ても社會事業組織運動を起す要あり、社會事業の講演に對しては特に御依頼に應じますから御相談を願ひます▽

取扱規定

前上事項の御依頼に應じ、各件につき御相談いたします、隨時御申越を願ひます。

京都花園妙心寺大法院

海野社會事業研究所

100

599
44



599
44